

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁																																	
<p>I. 住まいの再建</p> <p>1. 被災者の方々への明確な目標の提示</p>	<p>個々の被災者が、自らの移転先に関する見通しを持つことができるように、できるだけすみやかに、住まいやまちづくりに関する事業の具体的なスケジュールや住宅・宅地の供給の見通しを目標として明示すること。</p> <p>また、まちづくりに関する事業によって宅地整備を行っても、そこに住宅の建設が進まなければ意味をなさない。このため、今年度の補正予算に計上された震災復興特別交付税によって増額される取り崩し型復興基金や二重ローン対策の周知徹底等により、被災者の住宅自主再建を推進すること。</p>	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p><住まい等のスケジュール・目標明示></p> <p>○ 地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」を2回公表した。</p> <table border="1" data-bbox="1596 359 2472 499"> <thead> <tr> <th></th> <th>公表日</th> <th>基にしたデータの時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>平成 25 年 3 月 7 日</td> <td>平成 24 年 12 月現在</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>平成 25 年 4 月 26 日</td> <td>平成 25 年 3 月現在</td> </tr> </tbody> </table> <p><取り崩し型復興基金の活用></p> <p>○ 平成 25 年 3 月 25 日、震災復興特別交付税 1,047 億円全額を津波により住宅が全壊した地域を有する被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)へ交付した。</p> <p><二重ローン対策の周知徹底等></p> <p>○ 個人版私的整理ガイドラインの制度や利用のメリットをメディアを通じて周知。また、防災集団移転促進事業に関する被災者向け説明会等で説明。さらに、金融庁および財務局において金融機関による取組み状況のフォローアップを実施している。</p> <p>○ 個人版私的整理ガイドラインの活用実績は以下のとおり平成 25 年 5 月 31 日時点)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別相談 4,251 件 ・ 債務整理に向け準備中 990 件 ・ 債務整理の成立 373 件 <p style="text-align: right;">} 1,363 件</p> <p>○ 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資において融資金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間は0%、6～10年目は通常金利から約0.5%引下げ)等を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1087 2576 1228"> <thead> <tr> <th></th> <th>岩手県</th> <th>宮城県</th> <th>福島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受理(H25.4末)</td> <td>733</td> <td>5,877</td> <td>1,835</td> </tr> <tr> <td>実行(H25.4末)</td> <td>457</td> <td>3,339</td> <td>1,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地方公共団体・事業者等から構成される各県住宅関係協議会及び住宅金融支援機構が連携し、「住宅再建相談会」を開催した。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1318 2561 1459"> <thead> <tr> <th></th> <th>岩手県</th> <th>宮城県</th> <th>福島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>これまでの開催実績(H25.4.1～.5.22)</td> <td>6</td> <td>21</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>開催予定(5.22以降上半期)</td> <td>13</td> <td>73</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		公表日	基にしたデータの時点	1回目	平成 25 年 3 月 7 日	平成 24 年 12 月現在	2回目	平成 25 年 4 月 26 日	平成 25 年 3 月現在		岩手県	宮城県	福島県	受理(H25.4末)	733	5,877	1,835	実行(H25.4末)	457	3,339	1,073		岩手県	宮城県	福島県	これまでの開催実績(H25.4.1～.5.22)	6	21	5	開催予定(5.22以降上半期)	13	73	12	<p>復興庁 総務省 農林水産省 国土交通省 金融庁</p>
	公表日	基にしたデータの時点																																		
1回目	平成 25 年 3 月 7 日	平成 24 年 12 月現在																																		
2回目	平成 25 年 4 月 26 日	平成 25 年 3 月現在																																		
	岩手県	宮城県	福島県																																	
受理(H25.4末)	733	5,877	1,835																																	
実行(H25.4末)	457	3,339	1,073																																	
	岩手県	宮城県	福島県																																	
これまでの開催実績(H25.4.1～.5.22)	6	21	5																																	
開催予定(5.22以降上半期)	13	73	12																																	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課 題 と 今 後 予 定 し て い る 主 な 施 策</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><住まい等のスケジュール・目標明示></p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅等の供給時期が「調整中」となっている地区の早期解消に向け、計画の具体化や手続きの進捗に向けた作業を進める。「住まいの復興工程表」は 25 年 6 月末現在の工程表を 7 月中に公表予定。 <p><二重ローン対策の周知徹底等></p> <ul style="list-style-type: none">○ 25 年度も継続して、パンフレットやテレビ・ラジオ等のメディアを活用した個人版私的整理ガイドラインの周知広報や防災集団移転促進事業の被災者向け説明会等での説明を展開する予定である。○ 金融庁及び財務局において金融機関による取組み状況のフォローアップを引き続き実施する。○ 災害復興住宅融資等により、被災者の住宅再建を支援する。○ 住宅再建に関する資金計画をはじめ、住宅再建のための相談体制を充実させ、実感できる「住まいの再建」を支援する。	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁				
I. 住まいの再建 2. 事業の加速化に向けた対応等	<p>この工程表をもとに、被災自治体と国が一体となって、事業手法や事業区域の柔軟な見直し、工区分け等による事業の段階的な実施、CM(コンストラクション・マネジメント)方式の導入といった契約・発注方法の工夫、民間施設の利活用など、地区ごとの状況に応じた取組みを推進すること。</p> <p>また、住宅再建・まちづくりの工程等も踏まえながら、仮設住宅の提供期間やその利活用についても柔軟な対応を図ること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1463 220 1581 1161" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の対応状況</td> <td data-bbox="1581 220 2623 1161"> <p>＜工程表をもとにした取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年 2 月 22 日、復興大臣の下に関係省庁の局長クラスから構成される「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置した。 ○ 本年 3 月及び 4 月と 2 度にわたり加速化措置を公表し、用地取得の迅速化や資材・人材不足対策など柔軟かつきめ細かな対応を図っている（加速化策第 1 弾：平成 25 年 3 月 7 日公表、第 2 弾：平成 25 年 4 月 9 日公表）。 ○ 工期短縮等のため、UR による CM 方式（コンストラクション・マネジメント方式）の工事発注を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県陸前高田市・山田町、宮城県女川町・東松島市において CMR（コンストラクション・マネージャー）を決定した。 ・岩手県宮古市・大槌町、宮城県気仙沼市・南三陸町において CMR の公募を開始した。（契約済・契約手続中 8 件・12 地区）（平成 25 年 5 月 1 日現在） <p>＜仮設住宅の提供期間・利活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 24 年 4 月、原則 2 年の仮設住宅供与期間を 1 年延長した。 ○ 被災者用の恒久住宅が不足する場合、被災自治体は建築基準法に規定する特定行政庁の許可を得て、1 年を超えない範囲毎に存続期間の延長が可能である旨を各都道府県に通知した。 ○ 応急仮設住宅の空き住戸は集会所や談話室、倉庫、他の自治体からの応援職員やボランティア等の宿泊場所として利活用できる旨を関係自治体に周知した。 ○ 更に、処分制限期間（2 年）経過後は建設工事に従事される方等の宿泊場所等、多用途に活用することが原則可能である旨を関係自治体に通知した。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1161 1581 1589" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題と今後予定している主な施策</td> <td data-bbox="1581 1161 2623 1589"> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜工程表をもとにした取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を着実に実施するとともに、事業の進展や社会状況の変化に伴い生じる課題などへ柔軟かつ迅速に対応する。 ○ 防災集団移転促進事業における事業計画の変更手続きの簡素化については、既にこれを活用した届出も出てきている。しかしながら、地形等の影響で全体的に事業費が増える傾向があり、補助対象事業費の 20% 以上の計画変更が避けられない場合についてもケースによっては簡素化の要望があることから、対応を検討する予定である。 </td> </tr> </table>	現在の対応状況	<p>＜工程表をもとにした取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年 2 月 22 日、復興大臣の下に関係省庁の局長クラスから構成される「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置した。 ○ 本年 3 月及び 4 月と 2 度にわたり加速化措置を公表し、用地取得の迅速化や資材・人材不足対策など柔軟かつきめ細かな対応を図っている（加速化策第 1 弾：平成 25 年 3 月 7 日公表、第 2 弾：平成 25 年 4 月 9 日公表）。 ○ 工期短縮等のため、UR による CM 方式（コンストラクション・マネジメント方式）の工事発注を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県陸前高田市・山田町、宮城県女川町・東松島市において CMR（コンストラクション・マネージャー）を決定した。 ・岩手県宮古市・大槌町、宮城県気仙沼市・南三陸町において CMR の公募を開始した。（契約済・契約手続中 8 件・12 地区）（平成 25 年 5 月 1 日現在） <p>＜仮設住宅の提供期間・利活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 24 年 4 月、原則 2 年の仮設住宅供与期間を 1 年延長した。 ○ 被災者用の恒久住宅が不足する場合、被災自治体は建築基準法に規定する特定行政庁の許可を得て、1 年を超えない範囲毎に存続期間の延長が可能である旨を各都道府県に通知した。 ○ 応急仮設住宅の空き住戸は集会所や談話室、倉庫、他の自治体からの応援職員やボランティア等の宿泊場所として利活用できる旨を関係自治体に周知した。 ○ 更に、処分制限期間（2 年）経過後は建設工事に従事される方等の宿泊場所等、多用途に活用することが原則可能である旨を関係自治体に通知した。 	課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜工程表をもとにした取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を着実に実施するとともに、事業の進展や社会状況の変化に伴い生じる課題などへ柔軟かつ迅速に対応する。 ○ 防災集団移転促進事業における事業計画の変更手続きの簡素化については、既にこれを活用した届出も出てきている。しかしながら、地形等の影響で全体的に事業費が増える傾向があり、補助対象事業費の 20% 以上の計画変更が避けられない場合についてもケースによっては簡素化の要望があることから、対応を検討する予定である。 	復興庁 厚生労働省 農林水産省 国土交通省
現在の対応状況	<p>＜工程表をもとにした取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年 2 月 22 日、復興大臣の下に関係省庁の局長クラスから構成される「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置した。 ○ 本年 3 月及び 4 月と 2 度にわたり加速化措置を公表し、用地取得の迅速化や資材・人材不足対策など柔軟かつきめ細かな対応を図っている（加速化策第 1 弾：平成 25 年 3 月 7 日公表、第 2 弾：平成 25 年 4 月 9 日公表）。 ○ 工期短縮等のため、UR による CM 方式（コンストラクション・マネジメント方式）の工事発注を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県陸前高田市・山田町、宮城県女川町・東松島市において CMR（コンストラクション・マネージャー）を決定した。 ・岩手県宮古市・大槌町、宮城県気仙沼市・南三陸町において CMR の公募を開始した。（契約済・契約手続中 8 件・12 地区）（平成 25 年 5 月 1 日現在） <p>＜仮設住宅の提供期間・利活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 24 年 4 月、原則 2 年の仮設住宅供与期間を 1 年延長した。 ○ 被災者用の恒久住宅が不足する場合、被災自治体は建築基準法に規定する特定行政庁の許可を得て、1 年を超えない範囲毎に存続期間の延長が可能である旨を各都道府県に通知した。 ○ 応急仮設住宅の空き住戸は集会所や談話室、倉庫、他の自治体からの応援職員やボランティア等の宿泊場所として利活用できる旨を関係自治体に周知した。 ○ 更に、処分制限期間（2 年）経過後は建設工事に従事される方等の宿泊場所等、多用途に活用することが原則可能である旨を関係自治体に通知した。 						
課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜工程表をもとにした取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を着実に実施するとともに、事業の進展や社会状況の変化に伴い生じる課題などへ柔軟かつ迅速に対応する。 ○ 防災集団移転促進事業における事業計画の変更手続きの簡素化については、既にこれを活用した届出も出てきている。しかしながら、地形等の影響で全体的に事業費が増える傾向があり、補助対象事業費の 20% 以上の計画変更が避けられない場合についてもケースによっては簡素化の要望があることから、対応を検討する予定である。 						

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
<p>I. 住まいの再建</p> <p>3. 事業実施の隘路の克服</p> <p>(1) 事業実施に必要な権利調整と用地確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理事業の関係地権者の合意形成のために工事着手が遅延することのないよう、法定手続の短縮措置や起工承諾の活用により、工事に早期に着手するよう周知すること。また、所有者不明の土地の存在により事業が無用に遅延することのないよう、所有者不明のまま換地処分を行うなど、土地区画整理手続を柔軟に進めるべきことを周知すること。 ○ 用地取得に関し、被災自治体が抱える諸課題について実効ある解決を図れるよう、関係省庁で設けている連絡会において土地の境界・権利等をめぐる問題について被災自治体の相談に応じるとともに、市町村ごとに関係省庁の実務者による支援チームを設置し、関連する実務について強力なサポートを行うこと。 ○ 所有者不明の土地への対応等のため、民法上の財産管理人制度の積極的活用を行うとともに、収用手続きを多く活用せざるを得ない状況を踏まえ、収用に係る審査手続きの簡素化を徹底すること。 ○ 諸般の事情による遺産相続の遅れが事業実施の妨げになっていることを踏まえ、相続手続きを迅速化するため、法テラスの活用などの支援を強化すること。 ○ 所有者不明の土地に対する不明裁決、公益上必要な場合の緊急使用等の制度について、その活用を行うよう、被災自治体や関係機関に周知徹底すること。 ○ 発掘調査の弾力化(簡略化と迅速化)、必要な体制の確保や民間活力の活用等により、埋蔵文化財調査の迅速な発掘調査を実施すること。 	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p><区画整理事業の法定手続短縮・起工承諾活用等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理事業の早期工事着手のために、法手続の短縮措置の活用や起工承諾の活用について、津波被災自治体への周知を実施した(平成 25 年 3 月 11 日付)。 ○ 円滑な事業進捗のために、所有者不明の土地について、公示送達の適切な運用等を通じ、換地処分を進める等、土地区画整理事業手続きの柔軟な進捗を図るよう津波被災自治体への周知を実施した(平成 25 年 3 月 11 日付)。 <p><関係省庁支援チームによるサポート></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 11 月に岩手県釜石市内の鶴住居川・片岸海岸の防潮堤事業をモデルケースに選定し、復興庁、法務省及び国土交通省による連携チームにおいて、用地取得迅速化に向けた取組を実施している。市町村事業についてもモデルケースを設けることとし、大槌町の防災集団移転促進事業について具体的な相談を受けている。 <p><財産管理人制度の活用>※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 盛岡家裁において県弁護士会や県司法書士会に財産管理人候補者の推薦を要請し、弁護士 63 名、司法書士 30 名の候補者を確保した。仙台家裁において県弁護士会に同様の申請をし、弁護士 167 名の候補者を確保した。 ○ 実際に、岩手県釜石市内のモデルケースにおいて県から盛岡家裁管内支部の家裁に対し 2 件の申立てがされ、それぞれ平成 25 年 5 月に管理人が選任された。 <p><収用手続き簡素化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地収用手続きのうち、事業認定手続の審査期間の短縮や(標準処理期間 3 カ月→2 カ月以内で処理)、収用裁決手続における指名委員制度(7 名の委員合議を、1 名の指名委員で審理、又は調査を可能とする)の活用により迅速化を図ることとした。 ○ 岩手県釜石市内のモデルケースにおいて、事業認定申請書の作成について、県が 1～2 年要すると懸念していたものを、事業認定庁(東北地整)への申請書案の持ち込み後約 1 カ月で概成した。また、土地収用法に基づく説明会を他の説明会と兼ねて開催することで当初の県の予定よりも 3 カ月前倒した。 <p><法テラスの活用等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本司法支援センターは相続など法的問題の解決を支援するため、被災者の資力に関わらず、弁護士等の無料法律相談や弁護士費用の立替等を実施。これらのサービス提供拠点として被災地に 7 カ所の出張所を設置した。 ○ 用地買収交渉等の復興業務を進める上で被災自治体が直面している法的問題の解決を支援するため、日本弁護士連合会と連携して、日本司法支援センター常勤弁護士等を自治体 3 カ所に市役所の任期付職員として派遣した。 <p><不明裁決・緊急使用等の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 釜石のモデルケースの実施により得られた知見等を踏まえて、今後の土地収用手続きの迅速化に向けて国交省から被災 3 県の起業者、事業認定庁及び収用委員会それぞれ宛に、不明裁決の活用や緊急使用の活用等を含む土地収用制度の活用に関する通知を 4 月 5 日に発出した。 	<p>復興庁 法務省 文部科学省 国土交通省</p>

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p data-bbox="1507 296 1546 506">現在の対応状況</p> <p data-bbox="1596 184 2000 216"><埋蔵文化財の迅速な発掘調査></p> <ul data-bbox="1596 226 2629 621" style="list-style-type: none"> ○ 従前の調査による知見があれば埋蔵文化財の試掘・確認調査は原則不要であること等を、文化庁から関係教育委員会に通知した(23年4月、25年2月の2回)。 ○ 防災集団移転促進事業に当たり、大臣同意前に埋蔵文化財調査の実施が可能であることを関係自治体に通知した。 ○ 文化庁から全国の都道府県等教育委員会に対し埋蔵文化財専門職員等の被災地への派遣協力要請。24年度は32名の職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣。25年4月から60名の職員を岩手県・宮城県・福島県・沿岸市町に派遣した。 ○ 被災市町村からの埋蔵文化財の取扱いや発掘調査迅速化の要望に回答し、他の自治体にも同内容を周知(平成25年3月)。 <p data-bbox="1507 632 1546 1430">課題と今後予定している主な施策</p> <p data-bbox="1596 632 1961 663">【今後予定している主な施策】</p> <p data-bbox="1596 674 2288 705"><土地区画整理事業の法定手続き短縮・起工承諾活用等></p> <ul data-bbox="1596 716 2629 890" style="list-style-type: none"> ○ 法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用により、引き続き、土地区画整理事業の早期工事着手を図っていく。 ○ 所有者不明の土地について、引き続き、公示送達の適切な運用等を通じて、土地区画整理事業の円滑な進捗を図っていく。 <p data-bbox="1596 900 2080 932"><関係省庁支援チームによるサポート></p> <ul data-bbox="1596 942 2629 1293" style="list-style-type: none"> ○ 岩手県釜石市のモデルケースを引き続き進めていくとともに、大槌町の市町村事業についても支援を行う。 ○ 実務支援チームにて被災地を訪問し、現場での具体的な課題を解決し市町村事業の迅速化を図る。 ○ 復興事業の本格化に伴い、今後、土地の取引等が急増し、それに伴う登記の申請及び嘱託等の増加が見込まれることから、被災自治体及び被災者からの登記に関する相談に応ずることができる体制(特設登記相談所の開設及びフリーダイヤルの設置)を継続する。 <p data-bbox="1596 1304 1917 1335"><財産管理人制度の活用></p> <ul data-bbox="1596 1346 2629 1472" style="list-style-type: none"> ○ 法務省・最高裁事務総局において、申立てやその後の手続きに関するQ&Aのモデルを作成して仙台、福島及び盛岡の各家裁に提供。各家裁において運用の実情を踏まえてアレンジし、管内の自治体に交付する。 <p data-bbox="1596 1482 1866 1514"><法テラスの活用等></p> <ul data-bbox="1596 1524 2629 1608" style="list-style-type: none"> ○ 弁護士派遣の要望がある被災自治体に対しては、引き続き、日本弁護士連合会と連携して、日本司法支援センター常勤弁護士の派遣を実施する予定である。 <p data-bbox="1596 1619 2000 1650"><埋蔵文化財の迅速な発掘調査></p> <ul data-bbox="1596 1661 2629 1829" style="list-style-type: none"> ○ 被災自治体の要望に基づき、全国の都道府県等教育委員会に対し、埋蔵文化財発掘調査のための専門職員の追加派遣を要請する。 ○ 民間活用(発掘作業員、重機等の調査機材の一括発注)の知見を有する自治体職員を被災自治体の要望に基づいて一定期間派遣する。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁																		
<p>I. 住まいの再建</p> <p>3. 事業実施の隘路の克服</p> <p>(2) マンパワー不足の解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任期付き職員としての採用等により、公務員OBや自衛隊OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等の活用を促進すること。 ○ まちづくりに係る事業のノウハウを有する独立行政法人都市再生機構の積極的な活用を行うこと。また、都市再生機構においても、現地体制や業務受託等の取組みについて、柔軟に個別ニーズに対応するとともに、より一層の拡充を図ること。 ○ 被災自治体へのサポート等により復興事業の発注についてのCM方式の拡大を行うとともに、発注業務や用地補償業務のコンサルタント等への外部委託など、被災自治体の業務負担が軽減できる手法の活用を拡大すること。 ○ 被災地と被災地以外の建設企業が協業する復興JVの活用など、広域的に人材を確保すること。 ○ 分割発注を排し、人材の配置を工夫するなど技術者や技能者の効率的活用を図るとともに、労務費等が高騰する場合には、予定価格への適切な反映を行うこと。 	<p>現在の主な対応状況</p> <p><他の自治体からの職員派遣の一層の推進><公務員OB、自衛隊OB、民間実務経験者等の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業等の人材の活用を促進するため、採用手続き及びこれに伴う財政措置の周知を実施した(平成 25 年 3 月 1 日付で通知)。 ○ 全国自治体から被災自治体への職員派遣や任期付職員の採用推進により、25 年 4 月 1 日現在、被災市町村において約 1,700 名の職員が確保された。 ○ 青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者を国の職員として採用し、被災市町村に常駐させて復興関連業務を支援する取組により、25 年 5 月 17 日現在、51 名が被災市町村へ派遣されている。 <p><URの活用、URの現地体制や業務受託等の対応拡充></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ URは復興の加速化のため、現地復興支援体制を 311 名(+91 名)に強化した。 <table border="1" data-bbox="1605 667 2570 762"> <thead> <tr> <th></th> <th>平 25. 3 末時点</th> <th>平 25. 5. 1 時点</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地復興支援体制</td> <td>220 名</td> <td>311 名</td> <td>+91 名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ URは 20 の被災市町村と協定等を締結し、当該市町村からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業(24 地区)並びに災害公営住宅の整備(要請戸数:約 2,100 戸)を推進している。 <p><CM方式の拡大、事務の外部委託化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工期短縮等のため、URによるCM方式(コンストラクション・マネジメント方式)の工事発注を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県女川町・東松島市、岩手県陸前高田市・山田町においてCMR(コンストラクション・マネージャー)を決定した。 ・岩手県宮古市・大槌町、宮城県気仙沼市・南三陸町においてCMRの公募を開始した。(契約済・契約手続中 8 件・12 地区)(平成 25 年 5 月 1 日現在) ○ 用地補償業務につき、県に外注ノウハウ(仕様書、積算基準、補償コンサルタントの業務分野を含めたリスト)を提供し、補償コンサルタントへの外注を促進している。 <p><復興JVの活用等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年 5 月 10 日現在、合計 145 件の復興JVが登録されている。 <table border="1" data-bbox="1605 1392 2570 1486"> <thead> <tr> <th>宮城県</th> <th>岩手県</th> <th>仙台市</th> <th>石巻市</th> <th>森林管理局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89 件</td> <td>21 件</td> <td>6 件</td> <td>19 件</td> <td>10 件</td> </tr> </tbody> </table> <p><発注ロットの大型化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の効率的活用のため、地元企業の活用を図りつつ発注ロット大型化を図っている。 <p><技術者・技能者の効率的活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地における技術者の効率的な活用を図るため、平成 24 年 2 月 20 日付けで、密接性・近接性の高い工事における専任の主任技術者の兼務を可能とするとともに、平成 25 年 2 月 5 日付けでその対象となる工事を追加した。 ○ 現場代理人の常駐義務緩和の適切な運用や、監理技術者等の専任を要しない期間の明確化についても改めて周知を実施した。 		平 25. 3 末時点	平 25. 5. 1 時点	増減	現地復興支援体制	220 名	311 名	+91 名	宮城県	岩手県	仙台市	石巻市	森林管理局	89 件	21 件	6 件	19 件	10 件	<p>復興庁 総務省 国土交通省 防衛省</p>
	平 25. 3 末時点	平 25. 5. 1 時点	増減																		
現地復興支援体制	220 名	311 名	+91 名																		
宮城県	岩手県	仙台市	石巻市	森林管理局																	
89 件	21 件	6 件	19 件	10 件																	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	<p><u>＜労務費等高騰の場合の予定価格への反映＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事設計労務単価は従来年 1 回の調査に基づき 3 月末に改訂していたが、被災地については 3 カ月ごとに簡便な方法による調査を行い、必要に応じてよりきめ細かく現場の状況を反映させた。25 年 3 月 29 日には、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、入札不調の増加に対応し、単価を改訂した（平成 25 年度公共工事設計労務単価を被災 3 県で対前年度比約 21%引き上げ、全国で対前年度比約 15%引き上げ）。 	
		課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><u>＜他の自治体からの職員派遣の一層の推進＞</u><u>＜公務員OB、自衛隊OB、民間実務経験者等の活用＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも全国の自治体に対して更なる職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員等の採用支援、被災自治体で働く意欲のある市区町村のOB職員情報の提供、必要とされる資格等を持った退職自衛官、民間企業等の人材の活用を促進を行っていく。 ○ 被災自治体への事業実施体制の支援とあわせて、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組もさらに推進する。 <p><u>＜URの活用、URの現地体制や業務委託等の対応拡充＞</u><u>＜CM方式の拡大、事務の外部委託化の推進＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興市街地整備事業において、引き続きCM方式を効果的に活用し、工事調整業務などの発注者業務を外部化すること等により、効率的に外部のマンパワーを活用して工期短縮等を図る。 ○ 大槌町において、町が工事をCM方式で自ら発注するにあたり、UR及び建設コンサルタントが発注者支援業務を実施するモデル事業を実施する予定である。 <p><u>＜復興JVの活用等＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も復興JV制度の活用により、地域の雇用を確保しつつ、復興事業の円滑な促進を図る。さらに、被災地・被災自治体の意向や事業の進捗状況等を踏まえながら、さらなる対応を検討する。 <p><u>＜労務費等高騰の場合の予定価格への反映＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実態に合わせた公共工事設計労務単価の見直しを行うため、労働市場の実勢価格や入札不調の状況を監視し、必要な対応を検討する。 	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
I. 住まいの再建 3. 事業実施の隘路の克服 (3) 資材不足の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区毎、資材毎に、事業計画を踏まえた具体的な需給見通しを立て、きめ細かな対応を図ること。 ○ 需給のひっ迫が懸念される資材については、当該地区ごとの実情に応じ、資材の流通ルートや荷揚げ場・置き場の確保など民間事業者による資材供給のための条件整備を実施すること。 ○ 特に不足が懸念される生コンクリートなど、民間事業者による資材供給を確保するだけでは不足解消が困難な場合には、公共側において仮設のプラントを整備するなど、資材確保に万全の対応を行うこと。 ○ コンクリート二次製品への転換、コンクリート以外のものによる代替等の構造の工夫等による需要の抑制を図ること。 ○ 資材価格等が高騰する場合、予定価格への適切な反映を行うとともに、いわゆるスライド条項の円滑な適用に向けた環境準備を行うこと。 	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">現在の対応状況</div> <div> <p><u><地区毎・資材毎の需給見通し></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設資材対策東北地方連絡会や地域別分会により、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が会議を随時開催し、地域ごとに建設資材の需給見通しを共有している。 <p><u><資材供給条件整備（流通ルート、荷揚げ場、置き場確保等）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設資材対策東北地方連絡会や地域別分会により、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が会議を随時開催し、ひっ迫が懸念される生コン原材料（砂・砕石等）に対して、地域外からの調達についての必要性等、情報共有を図っている。これに基づき、被災自治体等が荷揚げ場・置き場の確保を図っている。 <p><u><生コンの公共仮設プラント整備></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度以降に、直轄事業（三陸沿岸道路事業）で多量の生コンを使用することで、生コンの需給がひっ迫する見込みの宮古地区、釜石地区に、事業専用プラントを設置することを決定。民間による増産を踏まえても生コン不足が予想される気仙沼地区・石巻地区の県事業において、公共プラントを新設するスキームを検討している。 <p><u><生コンの需要抑制></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生コンの需要を抑制するため、国土交通省直轄事業では従来生コンを使用する海岸堤防の被覆工を、コンクリートブロックを使用する設計に変更した。 <p><u><資材価格高騰時の予定価格への反映></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格の積算で使用する資材価格は、月刊の物価資料の最新号を使用しているが、高騰している資材価格は、物価資料を発刊する調査機関に協力を求め速報値を活用している。 <p><u><スライド条項適用の環境準備></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地で高騰している生コンについていわゆる「単品スライド条項」の対象としての取扱が円滑に行われるよう、今年 3 月に運用の細部を定め、地方整備局への通知、都道府県への情報提供を行っている。 </div> </div>	国土交通省

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p>【課題】</p> <p><地区毎・資材毎の需給見通し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設資材の需給見通しについて、建設資材対策東北地方連絡会及び地域別分会において、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が情報共有を行っているところであるが、引き続きその動向に注視しながら、プラント不足地域では、公共工事用プラント設置等、必要に応じ対策を講じる必要がある。 ○ 生コンやアスファルト合材等、需給のひっ迫が懸念される資材について、建設資材対策東北地方連絡会及び地域別分会において、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が情報共有を行っているところであるが、引き続きその動向に注視しながら、必要に応じ対策を講じる必要がある。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><生コンの公共仮設プラント整備等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県宮古地区と釜石地区に整備を予定している公共プラントについては、需要増が想定される平成 26 年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう、設置位置や規模、その運営方針を検討している。 <p><スライド条項適用の環境準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スライド条項に関する事務の更なる簡素化ができないか、「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」にて情報交換を行うなど被災 3 県、仙台市と連携して検討している。 	
<p>I. 住まいの再建</p> <p>3. 事業実施の隘路の克服</p> <p>(4) 入札不調対応</p>	<p>入札不調の発生状況を注意深く把握するとともに、不調の発生防止を図るため、マンパワー、資材等に係る取組みを推進するとともに、入札方法の工夫や応札業者に係る適切な地域要件の設定や復興 J V の活用等の対応を推進すること。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p><入札不調対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省庁、被災自治体、建設業協会で構成される「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」で被災地の実態を踏まえながら、復旧復興事業の施工確保策として下記の対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の実勢価格を予定価格に適切に反映 ・資材の確保 ・人材確保 ・URを活用したCM方式の実施 ○ 不調となった工事については、各地方公共団体で随意契約、ロットの大型化等の工夫を行い、再入札等によりほぼ契約はできていることを確認済み。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><入札不調対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等の場を活用して、資材や人材を確保する方策や膨大な復旧復興事業に係る事務負担の軽減のために必要な対応を検討する。 <p>課題と今後予定している主な施策</p>	国土交通省

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁								
I. 住まいの再建 3. 事業実施の隘路の克服 (5) 災害廃棄物処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域処理を含む災害廃棄物の処理先の速やかな確保など、災害廃棄物処理の目標の達成に向けた進捗状況の確認ときめ細かな進捗管理を実施すること。 ○ 防潮堤や海岸防災林などの公共事業等において積極的な再生利用を行うなど、災害廃棄物処理の加速化を図りつつ、復興事業を推進すること。 	現在の対応状況	<p>【現在の対応状況】</p> <p><目標達成に向けたきめ細かな進捗管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手、宮城、福島県の沿岸市町村を対象に進捗状況を毎月確認し、きめ細かな進捗管理を実施している(平成24年8月末より結果を公表)。 ○ 災害廃棄物処理の進捗状況は以下の通り(平成25年4月末現在)。 <table border="1" data-bbox="1605 352 2377 464"> <thead> <tr> <th>岩手県</th> <th>宮城県</th> <th>福島県</th> <th>3県全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52%</td> <td>71%</td> <td>42%</td> <td>63%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※福島県の場合、国が直轄で処理する「汚染廃棄物対策地域」を除く</p> <p><公共事業等における積極的な再生利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県宮古市、宮城県仙台市等の海岸防災林の再生にあたり、植生基盤の盛土材として、安全性が確認された津波堆積物及びコンクリートがら等災害廃棄物由来の再生資材約100万tを使用する。 ○ 地元ニーズを踏まえ、海岸堤防(仙台湾南部海岸)や防波堤(八戸港)等の国土交通省発注工事において、災害廃棄物(コンクリートがら、津波堆積土砂)を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防復旧工事に活用する災害廃棄物：約47万t ・防波堤災害復旧工事に活用する津波堆積土砂：約2.1万t ○ 災害廃棄物の再生利用量は約841万t(セメント利用を含む)で、再生利用率は約83%。津波堆積物の再生利用量は約375万tで、再生利用率はほぼ100%となっている。海岸堤防復旧事業、海岸防災林復旧事業、圃場整備事業、公園整備事業等の公共事業に災害廃棄物由来の再生資材を活用しており、コンクリートくずや津波堆積物約735万tの活用が予定されている(平成25年4月末現在)。 ○ 災害廃棄物の建設資材としての活用にあたり、需要と供給のマッチングを推進するため、公共工事発注部局、廃棄物部局の双方から情報提供するスキームを関係省庁と連携して整備した。 	岩手県	宮城県	福島県	3県全体	52%	71%	42%	63%	農林水産省 国土交通省 環境省
		岩手県	宮城県	福島県	3県全体							
52%	71%	42%	63%									
課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><目標達成に向けたきめ細かな進捗管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度の間時点(平成25年9月末)の処理量の見込みを設定し、きめ細かな進捗管理を実施する。 ○ 今後とも、被災自治体や関係省庁とも連携しつつ、災害廃棄物の処理を推進する。 ○ 福島県の災害廃棄物については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、国の直轄処理及び代行処理の加速化を図り、本年夏頃を目途に、全体の処理見通しを明らかにする。 <p><公共事業等における積極的な再生利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波堆積物及びコンクリートがらを活用した再生資材1,000万t以上の利用が可能であることから、引き続き廃棄物部局等と密接に連携し、再生資材の有効活用を図る。 											

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 1. 医療・介護の再生復興等 (1) 仮設住宅居住者の心のケア等	<p>今後、仮設住宅等での生活がさらに長引くと、これまで健康だった人にも心の健康面の問題が生じるおそれもあるため、PTSD、うつ、自殺企図等の問題が出ていないか早期に把握し、必要に応じて専門機関につなぐなど、NPO等の活用も含め必要な人員の確保とともによりきめ細かな対応を進めること。</p> <p>その際、それぞれの家庭の家族構成やその置かれた環境に応じ、各々の抱える悩みや状況を踏まえた細やかな対応を図ること。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p>＜仮設住宅居住者の心のケア等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災県に基金を造成し、仮設住宅で生活する被災者を対象とした各種健康支援活動やそれらの活動を担う保健師等の人材確保を支援。被災3県については、基金の事業実施期限を平成25年度末まで延長した。 ○ 被災3県に「心のケアセンター」を設置し、住民の健康支援を行う市町村や保健所の後方支援、看護師等の専門職による被災者への訪問支援活動を実施している。 ○ 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、「介護等のサポート拠点」を整備。25年3月末現在、被災3県に115カ所設置した。 ○ 高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層等が地域とのつながりを持ち続けられるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携し、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施する地域コミュニティ復興支援事業を創設。24年11月現在、11県165市町村で避難者への支援を実施した。 ○ 24時間365日無料の電話相談窓口において、被災地専用ダイヤルを設置した。 <p>課題と今後予定している主な施策</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜仮設住宅居住者の心のケア等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅等での生活の長期化に伴い、心身の健康の維持管理支援が重要な課題。被災3県の状況も踏まえ、引き続き基金の延長等を検討する。 ○ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)の長期化、うつ病や不安障害の方の増加が見込まれることから、市町村や保健所と連携しつつ、心のケアを継続して行っていく予定である。 ○ 被災自治体や関係団体等と連携しながら「介護等のサポート拠点」における総合相談、生活支援サービス、地域交流等の各種事業を継続する。 	厚生労働省
II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 1. 医療・介護の再生復興等 (2) 医療・介護の再生復興	<p>全半壊した医療施設のすべてを単に復旧するのではなく、医療機能の集約・連携、在宅医療の推進等の方向性を踏まえ、新たな医療提供体制のモデルとなるような形での復興を目指すこと。</p> <p>介護等については、仮設住宅へのサポート拠点の設置等により、当面の介護サービス提供体制等を確保してきたが、避難生活の長期化に伴い、こうした体制のさらなる充実が求められる。</p> <p>住宅復興等の市町村の復興計画の進捗等に合わせて、地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備や連携を推進すること。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p>＜新たな医療提供モデルとなるような形での復興＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県及び茨城県に対し、東日本大震災に係る医療機関(官民間問わず)等への復興等(医師等確保も含む)に係る支援として、合計1,543億円を交付(岩手県356億円、宮城県649億円、福島県430億円、茨城県108億円)。 <p>＜地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備・連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、平成23年度第3次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の一事業として、「介護基盤復興まちづくり整備事業(29億円)」を計上した。当該基金は24年度予備費にて積み増すとともに25年度まで期限を延長した。 ○ 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の整備などの地域支え合い体制づくりを支援している。 	厚生労働省

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課 題 と 今 後 予 定 し て い る 主 な 施 策</p> <p>【課題】</p> <p><地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備・連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度以降についても、被災地の状況を踏まえ、地域包括ケアの実現の観点から、介護等の基盤整備にかかる必要な予算を確保する必要がある。 ○ 甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにすることが課題となっている。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><新たな医療提供のモデルとなるような形での復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地各県が作成した医療復興計画又は地域医療再生計画に基づき、地域医療再生基金を活用して支援する。 ○ 福島県警戒区域等内の医療施設再開支援事業（地域医療再生基金を活用）再開に必要な施設設備整備費等及び再開に必要な運営経費等 ○ 福島県いわき市において進められている、当面の対策である救急医等の派遣とあわせ、全国モデルとなるような医療提供体制の構築に向けた取組として、開業医と病院が連携して地域を支える取組が進むよう、厚生労働省も地域での協議に参加して支援する。 <p><地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備・連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアの考え方を地域社会に定着させていくことが重要であり、引き続き被災自治体や関係団体等と連携しながら、地域支え合い体制づくり事業を継続する。 ○ 被災 3 県の障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等マンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援を展開する。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁										
<p>Ⅱ. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興</p> <p>1. 医療・介護の再生復興等</p> <p>(3) 医師、看護師等の不足への対応</p>	<p>各医療機関等から具体的なニーズを継続的、かつ、積極的に吸い上げるとともに、それに応じた個別具体的な対応を強力に推進するなど、新たな対応を含め具体的な成果が得られる取組みを行うこと。</p> <p>また、医師、看護師不足の確保に加え、福祉・介護人材確保緊急支援事業や安心こども基金を活用した「保育士・保育所支援センター」による潜在保育士の再就職等支援等の活用により、介護職員、保育士等についても、その確保を図ること。</p>	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p><各医療機関等からのニーズ吸い上げと成果が得られる取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣を調整している。 ○ 全国医学部長病院長会議・被災者医療支援委員会による医師派遣実績(延べ人数。23年9月から25年2月)は以下の通り。 <table border="1" data-bbox="1596 401 2490 506"> <thead> <tr> <th>岩手県</th> <th>宮城県</th> <th>福島県</th> <th>茨城県</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>183</td> <td>42</td> <td>210</td> <td>67</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に岩手県及び福島県、平成24年度に宮城県及び茨城県にそれぞれ地域医療支援センターを設置し、その運営費に対する国庫補助を実施した。 ○ 被災3県及び茨城県に対し、東日本大震災に係る医療機関(官民間問わず)等への復興等(医師等確保も含む)に係る支援として、合計1,543億円を交付した(岩手県356億円、宮城県649億円、福島県430億円、茨城県108億円)。 ○ 平成24年度補正予算(全都道府県を対象)で500億円を積み増した(今後都道府県が策定する再生計画等を踏まえ交付)。 ○ 福島県南相馬市に「厚生労働省相双地域等医療・福祉支援センター」を設置(平成24年1月に改変)し、医療機関等を延べ約420回(平成25年3月末日現在)訪問し、各医療機関の実情やニーズの把握等を実施した。 <p><介護職員、保育士等の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援を行う「保育士・保育所支援センター」の開設を支援した。現在、宮城県と福島県で開設準備中である。 ○ 平成24年度予備費を活用して「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を創設し、各県の福祉人材センターによるハローワークと合同での福祉関係就職面接会の開催や求人事業所と求職者間のマッチング機能強化を実施。福島県では、当該事業を活用して今後、1,000名程度の福祉・介護人材を確保する予定である。また、福島県相双地域等における介護職員等の人材不足に対しては、福島県と協働で、全国から介護職員等の応援事業を実施している。 	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計	183	42	210	67	502	<p>厚生労働省</p>
岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計									
183	42	210	67	502									

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【課題】</p> <p><各医療機関等からのニーズ吸い上げと成果が得られる取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地は震災以前から医師等が不足している。 <p><介護職員、保育士等の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県の中でも福島県相双地域の看護職員及び介護職員の確保が厳しい状況。 ○ 被災地における子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために保育士確保が必要である。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><各医療機関等からのニーズ吸い上げと成果が得られる取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも現地の意見等を聞いたうえで必要な支援を実施する。特に支援を要すると考えられる福島県相双地域の旧緊急時避難準備地区で診療を行っている病院に対し、個別具体的なニーズを把握しきめ細やかな対応を行う。 ○ 福島県いわき市の当面の医師不足の対応は、被災者健康支援連絡協議会からの麻酔科派遣を継続するとともに、救命救急センターへの救急医の派遣について昨年12月からの派遣に加え、さらに、日本医科大学、帝京大学等との個別調整を実施する。 ○ その他、地域のニーズを継続的に把握しながら、必要に応じて個別調整など対応する。 <p><看護職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県の中でも福島県相双地域における看護職員数の減少数が多いので、地域医療再生基金を活用した新たな対策を福島県に提案し、現在は福島県にて検討中である。 <p><介護職員、保育士等の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員については、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議等を活用しながら、現地の状況を把握しつつ引き続き支援を図ることとしている。 ○ 保育士については、「待機児童解消加速化プラン」において保育士の宿舎借り上げを支援する事業を創設し、保育士確保の取組を強化。また、新制度の検討に当たっては、「被災地子ども・子育て懇談会」において被災地の意見を聞き、被災地の立場で検討を行う。 	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 2. 生業・産業の復興 (1) 農林水産業の復旧と高度化	農地、漁港等の本格的な復旧を着実に推進するとともに、農地の復旧にあわせた水田の大区画化などの農地基盤の強化、漁港施設や魚市場の復旧にあわせた高度衛生管理体制の構築と施設の高度化、経営体の設備投資に対する支援措置の活用、関連産業との連携強化などを図ること。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">現在の対応状況</div> <div> <p>＜農地復旧とあわせた農地基盤の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地については、津波被災農地（21,480ha）の営農再開に向けて、概ね3年間で復旧すべく、損壊箇所の復旧や除塩を実施している（25年春時点で、津波被災農地の6割以上で営農再開が可能となる見込みであり、おおむね「農業・農村の復興マスタープラン」の目標を達成する見通し）。 ○ 復旧のみならず、その後の復興の姿を見据え、農地の利用集積による経営規模の拡大と経営の合理化を図るため、直轄事業や復興交付金の活用により、農地の大区画化等の区画整理に約9,400haで取り組んでいる。 <p>＜漁港施設・魚市場復旧にあわせた高度衛生管理体制等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁港の復旧については、被災した漁港（319漁港）について、平成27年度までに漁港施設の復旧に目途をつけるべく、陸揚げ岸壁の機能回復や沈下した漁港施設用地の嵩上げなどを実施している（平成24年度末時点で、概ね4割の漁港（115漁港）で全延長の陸揚げ機能が回復）。 ○ 被災した漁港のうち、全国的な拠点である特定第3種漁港（5漁港）においては、「高度衛生管理基本計画」を平成24年8月に策定し、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を推進している。 <p>＜経営体の設備投資への支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災農業生産対策交付金において、被災地域における営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧することを目標とし、被災農業者に対する農業用機械等の導入、農業生産関連共同利用施設の復旧等を支援した。 ○ 被災農業者に代わって市町村が整備した農業生産・加工用施設等を貸与等することにより、被災農業者が行う設備投資の負担軽減を実施している（被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金））。平成25年5月末現在、5県28市町村に対し、農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）及び農業用施設（ハウス、育苗施設、乾燥調製施設等）の整備に対し、約317億円（国費ベース）の支援を実施している。 ○ 特用林産物については、被災地域の復興を図るため、特用林産施設の整備や生産資材に対する支援を実施している（平成24年度において3件の施設の整備と47件の生産資材の導入を支援）。 ○ 木材加工流通施設の復旧については、被災した施設のうち41箇所について、被災工場の復旧などに対して支援してきている（平成24年度末時点で、40箇所で稼働、又は一部稼働）。 ○ 漁船の復旧については、23年度補正予算において8道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、富山県、三重県）に対し30,795百万円（9,090隻）、平成24年度予算において3県（岩手県、宮城県、福島県）に対して3,764百万円（1,120隻）を交付決定し、自力復旧も含めて、15,308隻を復旧（平成25年3月末現在）。 </div> </div>	農林水産省

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">現 在 の 対 応 状 況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大型定置網の復旧については、操業再開希望数 142 ヶ統のうち、8 割の 115 ヶ統が復旧（平成 25 年 3 月末現在）。 ○ 漁船等の復旧にあわせて、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組として、震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築に資する事業を行う漁協等を支援し、平成 24 年度に 28 件の計画を認定。 ○ 養殖業の復旧については、岩手県・宮城県の養殖再開希望者の 76,192 施設のうち 62,655 施設が復旧済み（平成 25 年 3 月末現在）であり、あわせて 5 年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に資する事業を行う漁協等を支援し、平成 24 年度末までに 66 の計画を認定。 ○ 水産加工業については、岩手県・宮城県・福島県で被害のあった 825 水産加工施設（再建断念した施設を除く）のうち 608 施設が業務を再開（平成 25 年 3 月末現在）。 <p><関連産業との連携強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者等の 6 次産業化の取組を支援するため、民間の専門家による総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施。 ○ 平成 25 年 2 月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A—F I V E）を設立。福島県、宮城県等を含む全国で、6 次産業化事業体に投資する 20 のサブファンドに対する出資を決定した。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【課題】 <農地復旧とあわせた農地基盤の強化><関連産業との連携強化> ○ 農地、漁港等の生産基盤の復旧を着実に進めるとともに、復興を契機に、地域資源を活用した持続的な農林水産業を関連産業等とも連携しつつ実現することが課題である。</p> <p>【今後予定している主な施策】 <農地復旧とあわせた農地基盤の強化><経営体の設備投資への支援> ○ 「農業・農村の復興マスタープラン」等に沿って復旧を進めるとともに、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化、経営体の設備投資に対する支援等を進める。 ○ 特用林産物の生産継続による被災地の復興を進めるため、引き続き、特用林産施設の効率化のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入支援を進める。 ○ 被災した木材加工流通施設については、平成 25 年度末までの復旧・稼働を目指す。 ○ 漁船の復旧については、24 年度中に、水産基本計画の復旧目標（25 年度末までに 1 万 2 千隻を目途）を達成しており、今後、被災地の要望を踏まえ更に上積み予定。 ○ 大型定置網の復旧については、復旧整備の要望に対して網等の資材メーカーでの生産が間に合わなかったために進捗が遅れたが、平成 25 年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけられるよう取り組む。 ○ 漁船等の復旧にあわせて、引き続き、各地域で、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換を図り、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組を支援し、新たな計画認定を推進する。 ○ 養殖業の復旧については、引き続き、養殖業再開を希望する者の施設の復旧に対し、速やかに対応するとともに、5 年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に資する取組を支援し、新たな計画認定を推進する。 ○ 水産加工業については、平成 27 年度末までに業務再開希望者全員の施設が復旧・復興するよう取り組む。</p> <p><漁港施設・魚市場復旧にあわせた高度衛生管理体制等> ○ 引き続き、漁港の復旧については、事業計画と工程表に沿って漁港施設の復旧を進めるとともに、特定第 3 種漁港等の拠点漁港においては、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備等、流通・加工機能の強化を推進する。</p> <p><関連産業との連携強化> ○ 農林漁業者等の 6 次産業化の取組を支援するため、民間の専門家による総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施する。また、被災地における農林漁業成長産業化ファンドを活用した案件組成を促進する。</p>	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁																											
II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 2. 生業・産業の復興 (2) 企業立地の促進	既存の復興特区制度に加え、津波浸水地域および原子力災害地域を対象に創設される雇用創出に資するような企業の立地支援や、設備に対する支援措置の活用等により、企業立地等を促進すること。 この場合において、東北の未来を担う新エネルギーなどの先端的産業の育成や社会的企業の起業に配慮すること。	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 10px;">現在の対応状況</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p><企業立地等の促進></p> <p>○ 福島県の復興再生を促進するため、県外からの新規・復帰立地や県外への流出防止、県内での新增設・移転を行う企業に対して企業立地奨励等を行う同県の取組を支援し、当該地域での生産拡大及び継続的な雇用創出を図っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">採択日</th> <th style="width: 40%;">採択件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次公募</td> <td>平成 24 年 5 月</td> <td>167 件</td> </tr> <tr> <td>二次公募</td> <td>平成 24 年 9 月</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>追加採択</td> <td>平成 24 年 12 月</td> <td>109 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>291 件 (約 1,861 億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※平成 25 年 4 月から 5 月には三次公募を実施。</p> <p>○ 原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(宮城県・茨城県・栃木県)に用地を取得し、工場等を新增設する企業に対し、その経費の一部を支援することにより、雇用の確保等を図っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">採択日</th> <th style="width: 40%;">採択件数(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次公募</td> <td>平成 24 年 9 月</td> <td>43 件 (約 79 億円)</td> </tr> <tr> <td>二次公募</td> <td>平成 25 年 2 月</td> <td>23 件 (約 36 億円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>66 件 (約 115 億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成 25 年度は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、企業立地補助制度を創設し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図っている。</p> <p><先端的産業の育成></p> <p>○ 福島県を「再生可能エネルギー先駆けの地」とするための浮体式洋上風力発電所の建設、技術開発・実証等の取組を進め、再生可能エネルギーの普及促進を通じ、関連産業の育成を図っている。</p> <p>○ 福島県内の企業や医療機関が連携した医療機器等の開発・実証、大型動物を用いた安全性評価等の機能を備えた全国の医療機器の研究開発・事業化を支援するための拠点整備を行っている。</p> <p><社会的企業の起業></p> <p>○ 復興支援型地域社会雇用創造事業(平成 23 年度第 3 次補正予算)で約 600 人の社会的企業の起業を促した。</p> </div> </div> </div>		採択日	採択件数	一次公募	平成 24 年 5 月	167 件	二次公募	平成 24 年 9 月	15 件	追加採択	平成 24 年 12 月	109 件	合計		291 件 (約 1,861 億円)		採択日	採択件数(金額)	一次公募	平成 24 年 9 月	43 件 (約 79 億円)	二次公募	平成 25 年 2 月	23 件 (約 36 億円)	合計		66 件 (約 115 億円)	復興庁 経済産業省
	採択日	採択件数																												
一次公募	平成 24 年 5 月	167 件																												
二次公募	平成 24 年 9 月	15 件																												
追加採択	平成 24 年 12 月	109 件																												
合計		291 件 (約 1,861 億円)																												
	採択日	採択件数(金額)																												
一次公募	平成 24 年 9 月	43 件 (約 79 億円)																												
二次公募	平成 25 年 2 月	23 件 (約 36 億円)																												
合計		66 件 (約 115 億円)																												

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><企業立地等の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域を対象とした企業立地補助制度について、年度内に三次公募を行う予定である。 ○ 津波浸水地域及び原子力災害被災地域を対象とした企業立地補助制度について、25年5月から7月にかけて事業者の公募を実施中である。 <p><先端的産業の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県沖で実施する浮体式洋上風力発電の実証研究、福島県内での再生可能エネルギー導入拡大に向けた理解促進のための事業等を実施し、福島県の「再生可能エネルギー先駆けの地」実現をバックアップする。 ○ 医薬品・医療機器産業については、現在行っている事業を着実に実施し、日本の医薬品・医療機器産業の競争力強化と福島県の復興を推進する。 <p><社会的企業の起業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25年度は、被災各県の要望も踏まえ、復興推進調整費等の活用により、社会的企業の起業を支援できるよう調整中。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁				
<p>II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 2. 生業・産業の復興 (3) 商店街の再生復興</p>	<p>共同施設の新設、街区の再配置、商業イベントに対して支援対象を拡充することとなっているグループ補助金を活用すること等により、まちづくりの進展を踏まえた商業機能の復興を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1466 220 1584 764" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の対応状況</td> <td data-bbox="1584 220 2626 764"> <p><中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年度予算からは、中小企業等グループ補助金を拡充し、共同店舗やコミュニティ施設といった共同施設の新設、イベントの開催等、被災した商店街に対する本格的な復旧支援を措置した。現在、県と連携して、共同施設等の具体的なニーズ調査や案件組成を開始した。 ○ 福島県の警戒区域等の地域見直しに伴い、当該見直し地域等向けのグループ補助金の公募を 4 月 8 日～26 日まで実施し、5 月末に飯舘村、川内村、楢葉町、広野町の 4 グループ、27 事業者を採択。なお、今回の公募では商店街からの申請はなかった。 ○ 中小企業庁及び東北 3 県(岩手県、宮城県、福島県)にて、25 年度グループ補助金に係る年間公募スケジュール予定を 5 月 16 日に公表し、申請手続き等に十分な時間を設ける配慮をした。なお、第 8 次公募は 6 月 3 日～28 日まで、第 9 次公募は 9 月、第 10 次公募は 12 月に実施する予定である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 764 1584 1031" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題と今後予定している主な施策</td> <td data-bbox="1584 764 2626 1031"> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも商業機能の回復のため、グループ補助金の案件組成や共同事業の熟度が高まるよう、県と連携しつつ被災地を支援していく。 </td> </tr> </table>	現在の対応状況	<p><中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年度予算からは、中小企業等グループ補助金を拡充し、共同店舗やコミュニティ施設といった共同施設の新設、イベントの開催等、被災した商店街に対する本格的な復旧支援を措置した。現在、県と連携して、共同施設等の具体的なニーズ調査や案件組成を開始した。 ○ 福島県の警戒区域等の地域見直しに伴い、当該見直し地域等向けのグループ補助金の公募を 4 月 8 日～26 日まで実施し、5 月末に飯舘村、川内村、楢葉町、広野町の 4 グループ、27 事業者を採択。なお、今回の公募では商店街からの申請はなかった。 ○ 中小企業庁及び東北 3 県(岩手県、宮城県、福島県)にて、25 年度グループ補助金に係る年間公募スケジュール予定を 5 月 16 日に公表し、申請手続き等に十分な時間を設ける配慮をした。なお、第 8 次公募は 6 月 3 日～28 日まで、第 9 次公募は 9 月、第 10 次公募は 12 月に実施する予定である。 	課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも商業機能の回復のため、グループ補助金の案件組成や共同事業の熟度が高まるよう、県と連携しつつ被災地を支援していく。 	<p>経済産業省</p>
現在の対応状況	<p><中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年度予算からは、中小企業等グループ補助金を拡充し、共同店舗やコミュニティ施設といった共同施設の新設、イベントの開催等、被災した商店街に対する本格的な復旧支援を措置した。現在、県と連携して、共同施設等の具体的なニーズ調査や案件組成を開始した。 ○ 福島県の警戒区域等の地域見直しに伴い、当該見直し地域等向けのグループ補助金の公募を 4 月 8 日～26 日まで実施し、5 月末に飯舘村、川内村、楢葉町、広野町の 4 グループ、27 事業者を採択。なお、今回の公募では商店街からの申請はなかった。 ○ 中小企業庁及び東北 3 県(岩手県、宮城県、福島県)にて、25 年度グループ補助金に係る年間公募スケジュール予定を 5 月 16 日に公表し、申請手続き等に十分な時間を設ける配慮をした。なお、第 8 次公募は 6 月 3 日～28 日まで、第 9 次公募は 9 月、第 10 次公募は 12 月に実施する予定である。 						
課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも商業機能の回復のため、グループ補助金の案件組成や共同事業の熟度が高まるよう、県と連携しつつ被災地を支援していく。 						
<p>II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 2. 生業・産業の復興 (4) 雇用対策の推進</p>	<p>震災後かなり悪化した被災 3 県の雇用情勢も、このところ落ち着いてきているが、引き続き、地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的、安定的な雇用の場の創出に向けた雇用面での支援を進めること。</p> <p>また、建設の職業では求人を充足できるだけの求職者がいないなど、ミスマッチも依然として課題であることから、その解消に向けて、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を進めるとともに、機動的に職業訓練を実施すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1466 1031 1584 1701" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の対応状況</td> <td data-bbox="1584 1031 2626 1701"> <p><雇用の場の創出に向けた雇用面での支援・きめ細かな就労支援や機動的職業訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの間、以下に掲げる被災地向け対策を展開した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出 (支給決定：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 4,492 件 22,408 人) ・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出 (緊急雇用創出基金による雇用：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 74,033 人) ・ハローワークの全国ネットを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援 (紹介による就職件数：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 312,937 人) ・公的職業訓練の実施 (24 年度の被災 3 県実績 開講コースの受講者：11,997 人 特別訓練コースの受講者数：468 人) ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練に対する助成 (被災地復興建設労働者育成支援奨励金の支給対象労働者数：25 年 3 月末までの被災 3 県累計 2,604 人) </td> </tr> </table>	現在の対応状況	<p><雇用の場の創出に向けた雇用面での支援・きめ細かな就労支援や機動的職業訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの間、以下に掲げる被災地向け対策を展開した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出 (支給決定：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 4,492 件 22,408 人) ・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出 (緊急雇用創出基金による雇用：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 74,033 人) ・ハローワークの全国ネットを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援 (紹介による就職件数：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 312,937 人) ・公的職業訓練の実施 (24 年度の被災 3 県実績 開講コースの受講者：11,997 人 特別訓練コースの受講者数：468 人) ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練に対する助成 (被災地復興建設労働者育成支援奨励金の支給対象労働者数：25 年 3 月末までの被災 3 県累計 2,604 人) 	<p>厚生労働省</p>		
現在の対応状況	<p><雇用の場の創出に向けた雇用面での支援・きめ細かな就労支援や機動的職業訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの間、以下に掲げる被災地向け対策を展開した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出 (支給決定：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 4,492 件 22,408 人) ・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出 (緊急雇用創出基金による雇用：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 74,033 人) ・ハローワークの全国ネットを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援 (紹介による就職件数：25 年 4 月末までの被災 3 県累計 312,937 人) ・公的職業訓練の実施 (24 年度の被災 3 県実績 開講コースの受講者：11,997 人 特別訓練コースの受講者数：468 人) ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練に対する助成 (被災地復興建設労働者育成支援奨励金の支給対象労働者数：25 年 3 月末までの被災 3 県累計 2,604 人) 						

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	<p>【課題】</p> <p>＜雇用の場の創出に向けた雇用面での支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿岸部について、有効求人倍率が高いものの、人口減少、復旧・復興の遅れにより、雇用者数が震災前の水準まで回復していないことや、建設業などでミスマッチが生じていることが課題となっている。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜雇用の場の創出に向けた雇用面での支援・きめ細かな就職支援や機動的職業訓練＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き上記の雇用対策に取り組むとともに、平成 25 年度予算において、福島に帰還される方等への就職支援を行う「福島避難者帰還等就職支援事業」を新たに計上しており、これらを的確に実施することで被災地の雇用の安定に全力を尽くす。 	
<p>II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興</p> <p>3. 基幹交通の早期復旧・整備</p> <p>(1) 常磐道の早期開通</p>	<p>常磐自動車道の常磐富岡 IC までの平成 25 年度復旧、浪江 IC 以北の整備区間の平成 26 年度供用を図ること。また、高線量区間を含む常磐富岡 IC～浪江 IC 間の整備の早期完成を図ること。</p>	現在の対応状況	<p>＜常磐道の復旧・整備工事の現況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原子力発電所から半径 20 km 区域※ 1 にかかる南相馬 IC から広野 IC 間において、環境省が行う除染※ 2 と並行して復旧・整備工事に着手している。 ※ 1 平成 24 年 4 月 1 日の区域見直し前の警戒区域 ※ 2 路面上の空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルト（年間 20 ミリシーベルト相当）を越える箇所について、環境省が昨年除染に着手し、仮置場の確保を前提に 25 年 6 月末までに除染を完了予定 	国土交通省
<p>II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興</p> <p>3. 基幹交通の早期復旧・整備</p> <p>(2) 復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備</p>	<p>東日本大震災からの早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備を行い、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。</p>	現在の対応状況	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備に向け、順次、用地買収を進め、一部の区間で工事に着手した（工事着手率 63%：平成 25 年 3 月時点）。 ○ 事業の円滑な進捗、事業マネジメントの充実を図るため、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進 PPP）により事業を推進している。 ※ PPP：Public Private Partnership（官民連携、公民協働の意） 	国土交通省
		課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、事業の円滑な進捗の為には、事業マネジメントの充実が不可欠であり、引き続き、事業促進 PPP を活用しながら着実な事業進捗を推進していく必要がある。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁		
II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 3. 基幹交通の早期復旧・整備 (3) 三陸沿岸の鉄道の早期復旧	<p>被災した鉄道のうち、運休中の三陸鉄道やJR東日本の各路線について、安全を確保しつつ早期の復旧を実現すること。</p> <p>特に、未だ復旧に着手できていない山田線等の路線については、鉄道復旧の遅れが復興まちづくりの支障にならないよう、関係者間の調整を進め、まちづくりと一体となった鉄道の復旧を加速すること。</p> <p>また、運休中の交通機能を確保するため、代行バスやBRTの運行等の対策を引き続き実施すること。</p>	現在の対応状況	<p><三陸鉄道の運転再開見込></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三陸鉄道は平成 26 年 4 月頃に北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込みである。 <p><三陸沿岸のJR東日本各路線の復旧に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JR気仙沼線及び大船渡線は仮復旧としてBRTを運行している。 ○ JR山田線、大船渡線及び気仙沼線は国土交通省、復興庁、沿線自治体及びJR東日本で構成する復興調整会議の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進めている。 ○ JR山田線は国土交通省、沿線自治体、JR東日本及び有識者で構成する利用促進検討会議を設置し、山田線の利用促進に向けた包括的な検討を進めている。 	国土交通省		
課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><三陸沿岸のJR東日本各路線の復旧に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JR気仙沼線及び大船渡線のBRT仮復旧については、専用道区間の延伸を図る。 ○ JR山田線、大船渡線及び気仙沼線については、引き続き、国土交通省、復興庁、沿線自治体及びJR東日本で構成する復興調整会議の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進める。 	II. 暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 3. 基幹交通の早期復旧・整備 (4) JR常磐線の復旧	<p>避難指示区域内の常磐線について、区域の見直しによるまちの復興に合わせて運転区間を順次延伸し、早期に全線復旧すること。</p>	現在の対応状況	<p><JR常磐線の復旧に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示解除準備区域等内のJR常磐線(広野～原ノ町駅間)の運行再開に向けた関係者間の調整のため、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を設置し、復旧調査・工事等を進めていく上での課題について検討している。 ○ 避難指示解除準備区域内の常磐線について、施設の詳細な被災状況調査(JR東日本)や空間線量モニタリング調査(環境省)、バラスト等における放射能濃度調査(原子力安全基盤機構)を実施している。 	国土交通省
課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><JR常磐線の復旧に向けた作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示解除準備区域内の駅施設等の除染を必要に応じ実施し、早期の運行再開を目指す。 ○ その他、住民の帰還に合わせた復旧を実施していくために必要な課題について適宜対応する。 					

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 1. 除染から復興に至る総合的な取組み	除染・中間貯蔵施設、廃炉、区域見直し、賠償といった復興に向けての一連の取組みは、各々個別の課題として対応するのではなく、総合的なプログラムを示して推進すること。そうすることにより、国、県、自治体および民間事業者が、プログラムの下で、自らの責任と役割分担、取組みに着手する時期を明確に理解し、効率的に取り組めるようにすること。	現在の 対応状況	<総合的なプログラムを示して推進> ○ 平成25年3月7日福島復興再生総括本部において、早期・定住プランを取りまとめた。	内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
		課題と 今後予定している 主な施策	【今後予定している主な施策】 <総合的なプログラムを示して推進> ○ 東京電力に対して要求している、安全を確保する上での措置を講ずるべき事項及び東京電力から提出された実施計画、原子力規制委員会における実施計画の審査内容などについて、原子力規制委員会において地元自治体に対して丁寧に説明を行うとともに、東京電力の廃炉に向けた取組について、経済産業省において分かりやすい説明資料等を作成の上、地域住民や地元自治体に対して直接、丁寧に説明を行っていく。 ○ 廃炉対策推進会議において、本年6月を目途に中長期的ロードマップを改訂し、廃炉に向けた研究開発の実施等により廃炉の加速を安全かつ確実に進めていく。 ○ 避難指示が解除された区域や避難指示解除準備区域への住民帰還に不可欠な施設の復旧や整備については、今後、居住制限区域や帰還困難区域においても取組んでいく。福島復興再生特別措置法を改正し、広域インフラ施設等、住民帰還のために必要となる施設の再稼働や整備については、居住制限区域や帰還困難地域においても国の対応が可能となるよう措置を行っていく。 ○ 避難先から帰還する住民の生活再編が一日も早く進むよう円滑な賠償の実施につとめていく。 ○ 除染と復興の加速化については、省庁横断的な対応が必要な新たな課題について、復興大臣と環境大臣による「除染・復興加速のためのタスクフォース」を含めて関係省庁一丸となって対応を行う。	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 2. 除染・中間貯蔵施設 (1) 実情に即した効率的・効果的な除染作業	<p>不適切除染の問題が生じるようなことがないよう、「除染適正化プログラム」を的確に推進するとともに、現場の実情や見通しを踏まえながら、現実的かつ効果的な除染を推進すること。特に、除染等の作業を効率的、効果的に進める観点から、自治体、さらにはより広域的な視点からの除染について連携強化を進めるとともに、実態にあった除染が円滑に行われるよう、随時、積算基準等を更新していくこと。また、福島環境再生事務所の体制強化を図るほか、事業者への監督指導や地権者等の同意取得の迅速化のための民間委託等を推進すること。</p>	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p>＜除染適正化プログラム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除染適正化プログラムに基づき、ガイドラインの改訂、除染適正化推進委員会の開催、事業者の「責任施工」の貫徹のための契約事項の改訂、除染業務の監視体制の強化等を実施してきた。 ○ 抜き打ち的検査の強化、監督体制の抜本的強化、不適正除染 110 番の新設等により、現場の実情を踏まえながら除染を推進する体制を整備した。 <p>＜現実的かつ効果的な除染の推進について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める環境省令などを具体的に説明する「除染関係ガイドライン」について、新たな除染技術や、これまでの除染作業等からの知見等が蓄積されてきていることなどを踏まえ、広く自治体等の意見を踏まえて検討を行い、5月2日に改訂版を公表した。 ○ 平成 25 年 1 月に、主に平成 23 年度に福島県で実施した除染の効果を取りまとめ、公表したところ。 ※「国及び地方自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について」（平成 25 年 1 月公表） <p>＜表面汚染密度（c p m）の低減率結果（抜粋）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場等のアスファルト舗装面… 洗浄（ブラッシング等）：50～70% 高圧洗浄：30～70% 削り取り：70～90% ・ 校庭等の土のグラウンド…表土剥ぎ：80～90% ・ 側溝…堆積物除去：70～90% <p>＜除染に関する連携強化について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除染等工事を適切かつ効率的に進めるためには、現場における労働基準法の徹底が欠かせないことから、労働基準監督署や厚生労働省などと連携を強めているところ。 ○ 福島県内の避難指示解除準備区域においては、住民の方々の早期帰還に向けてインフラ復旧事業を推進しているが、スケジュール調整の結果、インフラ復旧が早まる場合に、インフラ復旧事業者が除染とインフラ復旧と一体的に実施することとしている。 ○ また、福島県内市町村の担当者を集めた説明会等の実施や、各市町村が除染を推進させるための行政上の参考となるよう、様々な創意工夫ある取組・ノウハウを優良事例集として取りまとめた。 ○ 除染等工事の実態を踏まえ歩掛を調査しているほか、国土交通省や農林水産省等の関連機関における労務単価の改訂を反映し、積算基準を随時更新している。 	環境省

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	<p>○ 平成 24 年 4 月から、放射性物質汚染対処特措法施行に関し、環境省本省、地方事務所、協力人員含め 500 人体制を構築。さらに、平成 25 年 4 月から、本省、地方事務所あわせて 100 人程度を増員し、体制を拡充。</p> <p><u><民間委託等について></u></p> <p>○ また、除染等工事監督支援業務や関係人への同意取得支援業務を民間委託し、効率的かつ効果的に除染等工事を推進できるよう努めている。</p>	
		課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><u><除染適正化プログラム></u></p> <p>○ 今後、再発防止に努めるとともに、不適正除染に関する新たな事実を指摘された場合には直ちに事実関係を調査していく。</p> <p>○ 本格除染が面的に終了した地域を対象に専門性・客観性を確保した事後モニタリングを実施できるよう、第三者による除染効果のモニタリングについて、手法、方法等について検討中。</p> <p><u><現実的かつ効果的な除染の推進について></u></p> <p>○ 地域の実情に応じた除染の実施により迅速に対応するため、除染関係ガイドライン等の補足説明資料である「除染関係 Q & A」において、随時その追加等を行う。</p> <p><u><除染に関する連携強化について></u></p> <p>○ 今後も、労働基準監督署や厚生労働省などと連携していくほか、事案によっては県警及び警察庁との連携も実施していく予定。</p> <p><u><積算基準等について></u></p> <p>○ 今後も、関連機関と連携しつつ、歩掛や労務単価の見直しを実施していく予定。</p> <p><u><福島環境再生事務所の体制強化について></u></p> <p>○ 引き続き、除染等の推進に向けて必要な体制強化に取り組む。</p> <p><u><民間委託等について></u></p> <p>○ 今後も、民間委託を推進するほか、関係人から除染について理解が得られやすい資料を作成する等の対策を実施していく予定。</p>	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 2. 除染・中間貯蔵施設 (2) 新技術の積極的な導入努力	<p>次々に生み出される新しくかつ有効な除染技術を速やかに導入するための評価を迅速に行うこと。活用できることが確認された除染技術の情報を集約したカタログを整備するとともに、その情報を入札時の評価に活用すること。また、効率的かつ広く適用可能な除染手法については、除染関係ガイドライン等に速やかに反映していくこと。</p>	現在の 対応状況	<p>＜除染技術導入の速やかな評価、除染ガイドライン等への反映＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有望な新技術の開発支援を行うとともに、その技術・原理で処理を行うことによる除染の効果、経済性、効率性等を評価することにより、同等の技術の普及や処理の推進に資することを目的として、除染に活用し得る除染技術の公募を実施。これまで3度事業を実施したところであり、事業実施期間及び実証件数は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 23 年 11 月～平成 24 年 2 月 25 件 2. 平成 24 年 5 月～平成 24 年 9 月 22 件 3. 平成 24 年 11 月～平成 25 年 5 月 15 件 ※ 1. は内閣府・独立行政法人日本原子力研究開発機構が、2. 以降は環境省が実施。 ○ また、新たな除染技術を迅速に評価し、登録するポータルサイトの整備について、検討しているところ。 ○ また、除染関係ガイドラインについては、5月2日に改訂版を公表したところ。 ○ 改訂に当たっては、環境省直轄による除染、除染技術実証事業等において、除染効果・効率が高いことが確認され、かつ様々な地域での活用が想定される技術について位置づけた。 ○ 除染技術実証事業については、平成 25 年度分の公募を実施したところであり、平成 25 年 7 月以降、事業を実施予定。 	内閣府 環境省
		課題と今後 予定している 主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜除染技術導入の速やかな評価、除染ガイドライン等への反映＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除染技術の評価に関しては、6月中にポータルサイトの開設を予定している。 ○ 今後、ポータルサイトに登録された除染技術の情報を、除染等工事の入札時の評価に活用を予定している。 	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 2. 除染・中間貯蔵施設 (3) 中間貯蔵施設の早期整備	中間貯蔵施設は、除染の実施と仮置場・現場保管場所の確保、中間貯蔵施設への搬入の流れを作るために必要不可欠な施設であり、施設設置に向けた地元自治体の調査受入の早期理解を得て、設置に向けて推進すること。また、実施法人の活用など、長期に渡って確実に保管するための体制を検討すること。	対応状況 現在の	<長期に渡って確実に保管するための体制の検討> ○ 中間貯蔵施設の設置に当たっては、安全性の確保と地元理解が重要である。そのため、現在、中間貯蔵施設の具体像を明らかにするための調査を地元とよく相談しながら実施しているところ。具体的な進捗状況は、大熊町については、4月から現地調査を実施し、5月からボーリング調査等を行っている。楢葉町については、4月から現地調査を実施し、ボーリング調査等の準備を行っている。 ○ 施設設置に向けた取組を加速化させるべく、4月に福島環境再生事務所に中間貯蔵施設の担当を置き、現地体制を拡充させたところ。	環境省
課題と今後予定している 主な施策	【今後予定している主な施策】 <長期に渡って確実に保管するための体制の検討> ○ 引き続き、必要な調査を着実に進めていく。その結果を踏まえ、施設の具体像等を作成し、地元へ提示し、設置に向けた議論を進めていく。 ○ その上で、大規模施設の施工管理経験の豊富な民間事業者のノウハウの活用、実施のための法人等の活用を含め、引き続き、長期に渡って確実に管理・保管するための体制の検討を進めていく。			

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 2. 除染・中間貯蔵施設 (4) 帰還困難区域の将来像の提示	復興施策の中でも、帰還困難区域や中間貯蔵施設周辺地域の将来像を提示することが重要なことから、地元の復興・振興策等とあわせ、多角的かつ広域的観点から検討を進めること。また、帰還困難区域の復興施策検討の基礎データ収集のため、除染モデル事業を実施すること。	現在の 対応状況	<p>＜地元の復興・振興策等とあわせ検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年 3 月 7 日、福島復興再生総括本部において、早期帰還・定住プランを策定したところ。 ○ 避難が長期化せざるを得ないと見込まれる地域の復興に係る取組を検討するにあたっての基礎データを収集するため、帰還困難区域を対象として除染モデル実証事業を実施することにつき、平成 25 年 3 月 7 日の原子力災害対策本部会合において、復興庁、原子力被災者生活支援チーム、環境省より報告。 ○ 現在、同報告を踏まえ、除染モデル実証事業の具体的実施に向け、環境省において市町村等と必要な調整を図っているところ。 	復興庁 内閣府原子力被災者支援チーム 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
課題と 今後予定している 主な施策	<p>【課題】</p> <p>＜除染モデル実証事業の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除染モデル実証事業については、通常の除染と同様、同意取得等の準備作業が多く必要となること、および同事業実施に必要な仮置場確保が課題。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜地元の復興・振興策等とあわせ検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年 3 月 7 日、福島復興再生総括本部において、早期帰還・定住プランを策定し、復興大臣のリーダーシップの下で福島復興再生総括本部を構成する担当省庁等が責任をもって行うこととし、福島復興再生総局が現場でスピーディーに対応していく。その際、被災 12 市町村のみならず、福島県やNPO等とも連携を密にして取り組んでいく。今後の福島の再生は、被災 12 市町村の置かれている状況が異なること、また広域的観点からの対応が必要な課題もあることなどから、個別具体的に取組みを進めていく。その際、今後 1、2 年のうちに住民の帰還のために必要な環境を整えるべき区域を擁する自治体については、国、福島県、当該自治体等の連携の下、本年夏頃を目途に、早期帰還に向けた具体的な道筋を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取り組んでいく。 <p>＜除染モデル実証事業の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除染モデル実証事業については、今後、地元市町村等と調整が完了次第、順次準備を進める。 			

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 3. 廃炉 敷地外への放射線影響を低減させる取組み	<p>東京電力福島第一原子力発電所は、原子炉等の状態を継続的に監視しており、原子炉が安定的に冷却されている。追加的な放射性物質の放出も大幅に抑制されており、引き続き、冷温停止状態にあることが確認されている。今後とも、敷地外への放射線影響を低減させる取組みを続けていくことがもとめられる。</p> <p>しかしながら、福島の地元住民や国民の方々が安心するためには、原子炉内の溶解した燃料(燃料デブリ)をできるだけ早期に取り出して安全な状態にし、廃炉に向けて着実な取組みを示し、不安を取り除くことが必要である。</p>	現在の対応状況	<p><敷地外への放射線影響を低減させる取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在1～3号機の原子炉について注水冷却を継続しており、原子炉の温度は約15～45℃と安定して推移。 ○ 使用済燃料プール内の燃料については、1～4号機のいずれも、冷却水を継続的に注水できており、現在、温度が10～25度と安定している。4号機プールからの燃料取り出しを本年11月に開始する予定。 ○ 敷地外への放射線影響を低減させるため、2号機原子炉建屋ブローアウトパネル開口部の閉止等の措置を実施。 ○ 港湾内海水中の放射性物質濃度については、一部箇所では告示濃度限度を満たさないことから、その要因と対策の検討等を行うために専門家からなる検討会を設置。 	経済産業省
Ⅲ. 原子力災害 3. 廃炉 (1) 廃炉を進める上での安全確保と理解醸成	<p>原子力規制委員会においては、現場の実態を踏まえて耳を真摯に傾け、廃炉事業者とのコミュニケーションを十分とりながら、安全の考え方を明確にしつつ、必要な基準化を進めていくこと。また、国は、原子炉や廃棄物からの放射性物質の放出、汚染水処理、環境線量など地元住民や国民の懸念や関心が特に高いものに関しては、地元住民等に丁寧な説明を行うこと。</p>	現在の対応状況	<p><地元住民等への丁寧な説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、一昨年12月に決定した「中長期ロードマップ」に従って、政府と東京電力が一体となって取り組んでいる。 ○ 「中長期ロードマップ」については、月一回程度、その進捗状況を取りまとめて、TV会議システムを利用した地元自治体への迅速なブリーフィングや訪問説明を行っているほか、福島県による廃炉措置に関する安全監視協議会において、進捗状況等の説明を行っている。 ○ 地元住民に向けては、分かりやすいパンフレットの配布や住民説明会の実施など、積極的な情報提供に取り組んでいる。 	経済産業省
		課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><地元住民等への丁寧な説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラントの状況や廃炉に向けた取組に関し、地元住民の理解等のために、引き続き丁寧な説明を行っていく。 	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 3. 廃炉 (2) 世界の英知を結集した研究開発体制の確立	<p>燃料デブリの取り出しをはじめとして事故を起こした原子炉の廃止措置は、極めて難しい技術課題が多いことから、世界の英知を総動員して研究開発を推進する必要がある。そのための専任組織を設置し、国家プロジェクトとしての位置付けを明確化して進めていくべきである。</p> <p>特に、放射線量が非常に高い状況での除染、原子炉格納容器等の破損箇所の調査・補修、燃料デブリの取り出しに必要となる遠隔操作ロボットなどの機器・装置の開発、燃料デブリや滞留水処理後の二次廃棄物、飛散した瓦礫等の放射性廃棄物の分析や処理方法の検討等、世界でも例の無い課題に対応した研究開発に取り組むべきである。</p> <p>このため、官民の研究開発機関、事業者、メーカーなど関係機関を結集させて、世界にも広く開かれた形で研究開発を運営するための専任組織を早期に設置し、これらの課題に取り組むこと。また、国として責任を果たすため、中長期にわたるプロジェクトに必要な費用を措置できるような仕組みを検討すること。</p>	<p>現在対応状況</p> <p>＜課題に対応した研究開発の取り組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 炉内作業のための遠隔操作機器・装置等の技術開発や、炉内状況把握・解析手法の確立などの研究開発を推進する。(研究開発の推進：平成 25 年度予算 87 億円) ○ JAEA の施設の活用により上記研究開発を支援するとともに、中長期的視点での人材確保・育成も視野に入れた廃炉に貢献する基礎基盤的な研究開発等を着実に推進する。(基礎基盤的研究開発等の推進 (JAEA 運営費交付金)：平成 25 年度予算 60 億円) <p>＜研究開発を運営するための専任組織早期に設置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民が協力して設立を目指す研究開発運営組織について、現在、準備チームにおいて検討中。 <p>【準備チームメンバー】北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原燃、日本原電、電源開発、日立 GE、東芝、三菱重工、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜国家プロジェクトとしての位置付けを明確化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」が本年 2 月に新たに設置され、現在、中長期ロードマップの改訂作業が行われている。 ○ 引き続き、経済産業省、文部科学省、東京電力等が連携しながら、「中長期ロードマップ」に沿って、研究開発を着実に実施していく。 <p>課題と今後予定している施策</p>	文部科学省 経済産業省

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
<p>Ⅲ. 原子力災害</p> <p>3. 廃炉</p> <p>(3) 廃炉の加速化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃炉を進める上での道筋をできる限り具体化した上で、各々の工程における目標を明確化し、それを多くの関係者が共有できるよう取り組むこと。 ○ 廃炉に向けた工程を迅速かつ着実に進めるために従来の規制・基準が障壁とならないよう、あらかじめ安全の考え方を示し、必要な規制・基準を整備していくこと。 ○ 地下水の流入により、汚染水が増加している現状に対応し、早急に万全な対策を講じること。 ○ 福島における研究拠点施設の整備を進めること(遠隔操作ロボットの技術実証のためのモックアップ施設、事故で発生した放射性廃棄物や燃料デブリの処理・処分のための分析・研究施設等)。 ○ 廃炉作業や研究開発を円滑に進めるためのインフラ(道路、港湾、労働者や研究者の生活・労働環境整備、作業員の適切な被ばく管理や長期にわたる要員確保等)の整備を進めること。 	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p><道筋を具体化した上で、各々の工程における目標を明確化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップにおいて、本年 11 月までに 4 号機使用済燃料プール内の燃料取り出しを開始することを当面の最優先課題としている。ロードマップ策定から 10 年後以内の燃料デブリ取り出し開始、ロードマップ策定から 30～40 年後の廃炉の完了を主な時期的な目標としているところ。 <p><必要な規制・基準を整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定し、「措置を講ずべき事項」を東京電力に提示した。 ○ 「措置を講ずべき事項」において、できる限り速やかな燃料の取り出し完了を求めるとともに、実施計画の変更を命ずるなどの柔軟な対応や規制当局としての安全確保のあり方に関する積極的な関与を明示。 ○ 措置を講ずべき事項に基づく「実施計画」を東京電力が原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会委員、外部専門家及び原子力安全基盤機構をメンバーとした「特定原子力施設監視・評価検討会」において汚染水対策も含め「実施計画」の認可に向けた議論を行っているところ。 <p><汚染水増加に係る対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年 4 月、経済産業大臣が議長を務める「廃炉対策推進会議」の下に、「汚染水処理対策委員会」を設置し、①汚染水漏えい事故に対する当面の対応、②汚染水問題全体に係る中長期的な対策について、経済産業省、原子力規制委員会、東京電力、産業界が一体となり、鋭意検討を実施。5 月 30 日に、「地下水流入抑制のための対策」をとりまとめ。 <p><福島における研究拠点の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最先端の放射性物質の分析・研究を行う施設や、原子炉格納容器等の一部を実寸大で再現した模型(モックアップ)により遠隔操作機器・装置の開発・実証を行うための施設を整備するため、平成 24 年度補正予算において 850 億円を計上し、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)に出資済み。モックアップ施設の立地地点は、福島県楢葉町の楢葉南工業団地に決定(5 月 22 日)。 <p><作業員の適切な被ばく管理や長期にわたる要員確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原発の廃炉作業に従事する労働者の環境整備、被ばく管理や長期にわたる要員確保については、中長期ロードマップに従って進めているところ。 ○ 具体的には労働環境改善のため、作業員への線量管理ルールの遵守徹底等、適正な放射線管理への取組を進めている。 ○ また、福島第一原発に対して、定期的に立入調査等を実施し、労働基準関係法令上の問題が認められれば、厳しく指導等を行っている。電離放射線障害防止規則に基づき、被ばく線量の低減、被ばく線量の迅速な測定・評価、健康診断や日常的な健康チェックの実施などについて、関係事業者に対して指導している。 	<p>文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 生活環境整備関係 省庁</p>

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課 題 と 今 後 予 定 し て い る 主 な 施 策</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><廃炉の道筋の具体化と各工程における目標の明示></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号機から4号機まで号機毎に異なる状況を精査し、燃料デブリ取り出しスケジュールを出来る限り前倒しするなど、6月中を目途に中長期ロードマップを見直していく。 <p><地下水流入による汚染水増加に係る対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水流入対策に係るとりまとめを受け、地下水流入抑制策の具体化を進めていく。 <p><必要な規制・基準を整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「特定原子力施設監視・評価検討会」において東京電力から提出された「実施計画」の内容について議論し、原子力規制委員会において「実施計画」の認可をとっていく。 ○ 燃料デブリ取り出し等、廃止措置に向けた工程を進める上では、タイムリーに判断要件や基準を整備するとともに、これらの判断要件や基準に照らした規制上の対応が迅速に行われることが重要。 <p><福島における研究拠点の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 楡葉町の楡葉南工業団地において建設する、モックアップ施設の詳細設計、建設工事等を進める。また、放射性物質の分析・研究を行う施設の設計検討を開始する。 <p><廃炉作業や研究開発を円滑に進めるためのインフラ、要員確保等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働環境改善に関するアンケートを継続して実施していくとともに、その結果を踏まえた作業環境の改善に取り組んでいく。 	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 4. リスクコミュニケーションの強化等	<p>学術団体やNPO等の協力を得て、安全性・安心感を醸成するためのリスクコミュニケーションを強化すること。その際、現地拠点（出張所）の活用・創設等を含め支援を検討すること。また、地元住民はもとより、地元メディアに対しても、きめ細かく丁寧な制度・予算等の説明会を頻繁に行い、理解を得ること。</p> <p>さらに、放射線量が健康に与える影響およびその際の安全確保の対策について一層の科学的な検討を行うとともに、放射線量に関する分かりやすい解説や対策の効果に関する情報発信を強化した上で、リスクコミュニケーションを通じて住民の理解醸成に努めていくこと。</p>	<p style="text-align: center;">現 在 の 対 応 状 況</p> <p><放射線量のわかりやすい解説、対策効果に関する情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省と連携したシンポジウムや、地方自治体等と消費者庁が共催するセミナー等での意見交換会を開催。 ○ 放射性物質や食品等の安全の問題をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を随時改定して提供（現在第7版、平成24年度までに95,498部配布）。 ○ 「放射線等に関する副読本」について、原子力発電所事故後の状況や放射線に関する教材等に関する教育現場のニーズの変化等を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成25年度予算に所要の経費を計上（平成25年度予算193百万円）。 <p><学術団体、NPO等の協力を得たりスクミの強化><放射線量の健康影響や安全確保対策の一層の科学的検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （独）放射線医学総合研究所において、福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や、福島第一原子力発電所事故に伴う復旧作業員等の健康に関する追跡調査を実施している。これら科学的な検討に加え、（独）放射線医学総合研究所の放射線防護や被ばく医療の専門家を派遣し、これまでに延べ680件の講演等を全国で実施（平成25年5月1日現在）。 ○ （独）日本原子力研究開発機構において専門家を派遣し、放射線に関する情報提供を実施するとともに参加者からの様々な質問に対応する、「放射線に関するご質問に答える会」を実施。平成23年度の実績は169回（参加者12,378人）、平成24年度の実績は51回（参加者4,908人※各年度の実績の回数・参加者は、要請を受けた回数と参加者の年度ごとの合計）。 ○ 全国の自治体の講演会等に、放射線に関する専門家である大学の研究者などを派遣する事業を行っている（24年度183回実施、約9,000人来場）。地域の住民にとって関心の高いテーマである、放射線の基礎知識や、人体への影響に関して、正確で、かつ、わかりやすく説明している。体験型の実験教室などの工夫も行っている（24年度16回実施、参加者数1,522人）。 ○ 情報の提供だけでなく、風評被害の払拭のために、福島県で生産された農産品、加工品、工業製品等について、商品開発を支援するとともに、販路拡大のための商談会や物産展の開催なども実施。 ○ 環境省が事務局となり、関係省庁等から構成される「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」において、平成24年5月に、健康不安対策に関するアクションプランを決定。 ○ 昨年度末には、「原子力被災者等の健康不安対策調整会議幹事会」を開催し、同アクションプランに基づく各省庁の取組状況や今年度の実施予定の施策・事業について取りまとめを行い、省庁間で情報共有を図った。 	復興庁 消費者庁 文部科学省 経済産業省 環境省

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p data-bbox="1507 247 1546 464">現在の対応状況</p> <p data-bbox="1596 184 2614 527">○ 環境省としては、県民健康管理調査の結果等に関する統一的基礎資料の作成、保健師をはじめとする保健医療福祉関係者への研修(開催回数:147回、参加人数:5,724名(延べ人数))等を通じて人材育成に取り組み、また、NPO法人の協力を得て住民参加型の意見交換会等を開催したところ。今年度も引き続き研修事業を計画しており、健康不安の解消に向けて適切な情報発信に努めてまいりたい。福島県と協働で運営する「除染情報プラザ」を中心とした取組については、消費者庁や福島県立医科大学等と連携し、住民、自治体職員、除染事業者等を対象とした講座・セミナー等を実施した(開催回数:13回、参加人数:371名)。</p> <p data-bbox="1507 764 1546 1157">課題と今後予定している主な施策</p> <p data-bbox="1596 541 2614 1377">【今後予定している主な施策】 <u>＜放射線量のわかりやすい解説、対策効果に関する情報発信＞</u> ○ 地域で活動できる専門家(コミュニケーター)の養成(2,000人を目標)、コミュニケーターによる子育て世代向けミニ集会等の開催を促進していく。 ○ 平成25年度中に「放射線等に関する副読本」の改訂が行えるように、改訂に係る検討会の実施等、必要な取組を進めていく。 <u>＜学術団体、NPO等の協力を得たリスクの強化＞＜放射線量の健康影響や安全確保対策の一層の科学的検討＞</u> ○ (独)放射線医学総合研究所が蓄積してきた知見をもとに、福島県や関係機関からの要請等を踏まえながらわかりやすく情報を提供し、放射線に関する理解醸成に努めていく。 ○ (独)日本原子力研究開発機構において「放射線に関するご質問に答える会」を実施し、参加者の質問に丁寧に答えることに重点を置いて、地元住民の放射線に関する科学的な理解の涵養に努めていく。 ○ 今後とも、関係する省庁が一丸となってアクションプランに沿った具体的な取組を確実かつ計画的に実行できるよう、定期的なフォローアップを行っていく予定。 ○ 「除染情報プラザ」においては、今後も関係省庁・機関が連携した現地拠点としての活用とともに、地元に出向いた講座等の充実など、リスクコミュニケーション機能の強化に努める。</p>	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 5. 住民の安心と地域の振興 (1) 健康管理・健康不安への対応	除染や廃炉等を進めていくことと並行して、放射線問題に対応する人材の育成や被災地における被保険者の一部負担及び保険料の減免措置を実施するとともに、個人の被ばく線量の徹底把握、線量管理システムの構築、健康不安に関するカウンセリング（心の健康度調査）、子どもの甲状腺検査等健康管理を充実させること。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">現在の対応状況</div> <div> <p><放射線問題に対応する人材の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線等に関する教育については、学習指導要領において、中学校の理科で「放射線の性質と利用」に関する内容を取り扱う等、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導することとしている。 ○ 「放射線等に関する副読本」について、原子力発電所事故後の状況や放射線に関する教材等に関する教育現場のニーズの変化等を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成 25 年度予算に所要の経費を計上（平成 25 年度予算 193 百万円）。 ○ 保健師や医療関係者、教員等を対象に 25 件（受講者数 903 名）の研修を（独）放射線医学総合研究所で実施（平成 25 年 5 月 1 日現在）。 ○ 原子力安全、危機管理能力向上のための人材育成や原子力分野のリスクコミュニケーターの育成等、大学等において実施する研究開発・人材育成の取組を推進（平成 25 年度予算額 3 億円）。 <p><健康不安のカウンセリング（心の健康度調査）の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、調査結果の一部を基に、震災で心に傷を受けた子どもたちの心のケアをテーマとしたシンポジウムを開催（8 月仙台、11 月東京）。 ○ 平成 25 年度予算において「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」として 39 億円を措置。平成 23 年度には 34 億円、平成 24 年度には 47 億円を措置し、被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、スクールカウンセラー等の緊急派遣を行ったところ。 ○ 医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技、健康相談等の実施及び学校医等の研修など、児童生徒等の放射線防護や不安の低減に資する諸対策を教育委員会へ委託して実施している。（北海道、福島県、栃木県、千葉県、富山県、愛媛県、仙台市）。 ○ 平成 25 年度も、体験型の実験教室や自治体等主催の講演会への専門家の派遣、パンフレットやホームページ等の活用により、地元のニーズを踏まえたきめ細かな情報提供・広報を実施する。 <p><被保険者の一部負担金及び保険料の減免措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等が行われた区域（以下「避難指示等区域」という。）の被災者は、避難指示等が継続されていることなど被災地の状況等を踏まえ、医療保険の一部負担金及び保険料については、平成 25 年度においても、減免に要した費用を国が財政支援を行っている。 </div> </div>	復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p data-bbox="1590 184 2614 264">＜個人被ばく線量の徹底把握、線量システムの構築、子どもの甲状腺検査等健康管理を充実＞</p> <p data-bbox="1590 275 2614 625">○ 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（平成 23 年度第二次補正（782 億円））を拠出し財政的に支援するとともに、外部被ばく線量調査のためのシステム構築など技術的にも支援を実施。福島県は、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施。具体的には、外部被ばく線量を把握するための基本調査、事故時に 18 歳以下であった方を対象とした甲状腺検査、避難区域等の住民の方々などを対象とした健康調査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦の方を対象とした健康状態を把握するための妊産婦に関する調査を実施。また、これ以外にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等も実施。</p>	<p data-bbox="2635 184 2792 394">復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省</p>

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療関係者や教育関係者などが、放射線の健康影響等に関する情報を適切に発信できるよう、育成していくことが課題。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><u>＜放射線問題に対応する人材の育成＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度中に「放射線等に関する副読本」の改訂が行えるように、改訂に係る検討会の実施等、必要な取組を進めていく。 ○ 教員等を対象とした放射線に関する研修等や、児童生徒等を対象とした放射線に関する理解を深化するための出前授業の実施を行っていく。 ○ 放射線医学総合研究所が蓄積してきた知見をもとに、今後も引き続き福島県や関係機関からの要請等を踏まえながら、わかりやすく情報を提供し、放射線に関する理解醸成に努めていく。 ○ 原子力安全の一層の高度化や新たに顕在化した課題の解決に向け、大学等研究機関における新たな知見の創出や人材育成を支援していく。 <p><u>＜被保険者の一部負担金及び保険料の減免措置＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度における避難指示等区域の被災者に係る医療保険の一部負担金及び保険料の減免措置に対する財政支援については、予算編成過程において検討していく。 <p><u>＜健康不安のカウンセリング(心の健康度調査)の充実＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員等を対象とした研修会、シンポジウムを開催するとともに、教職員向けの指導参考資料を作成していく。 ○ 被災した幼児児童生徒等に対して、切れ目のない心のケアや必要な支援を行っていく。 ○ 医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技等を、福島県教育委員会へ委託して実施していく。 <p><u>＜子どもの甲状腺検査等健康管理を充実＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一巡目の甲状腺検査を計画通り平成 25 年度内に終了することや、基本調査の回収率の向上を図ること等、引き続き効率的な検査体制の構築や調査の広報等の対応策を講じていく予定。 	

(平成 25 年 6 月 5 日現在)

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
-----	--------------	---------------------------	------

項目	与党提言(抄出)		現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
<p>Ⅲ. 原子力災害</p> <p>5. 住民の安心と地域の振興</p> <p>(2) 被災者の支援等</p>	<p>放射線影響等に係る拠点の整備と連携の強化を行うとともに、子どもが心身ともにリラックスして遊べる環境の中でのびのび活動できるよう、野外遊びやキャンプ等の機会を提供していくこと。</p> <p>なお、子ども被災者支援法の趣旨を活かし、専門的・科学的見地をはじめ多角的意見を聴き、地域指定に係る「一定の基準」の適切なあり方を検討するとともに、早期に同法の精神を具体化するため、自主避難者の方々への支援を含め、施策の実施を前倒しで進めること。</p>	<p>現在の対応状況</p>	<p><放射線影響等に係る拠点の整備と連携の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県が福島県立医科大学(福島市)に放射線健康障害等の早期診断・最先端治療拠点である「ふくしま国際医療科学センター」を整備中。27年度～28年度に全体稼働予定。 ○ 「ふくしま国際医療科学センター」の整備・運営等のため、復興庁を始めとする関係省庁において、合計432億円の予算を措置済み。同拠点整備に当たっては、(独)放射線医学総合研究所が専門的知見を用い、技術的支援を行っている。(平成23年度第3次補正:372億円、平成24年度予備費:60億円) <p><子どもが心身ともにリラックスして遊べる環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度予算において「子ども元気復活交付金」が認められた。(平成25年度予算額100億円) ○ 安心子ども基金により、児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、屋内でも子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援している。福島県内でも比較的空間線量が低い地域もあるため、屋外でも放射線の影響が心配ない遊び場も提供できるようになっており、屋内のみならず屋外の遊び場の事業も安心子ども基金の対象としている。※実施箇所数(福島県):57箇所(平成25年3月末現在) ○ 平成23年度に福島県に交付した「福島県応急対策基金(404億円)」を活用し、子どもたちが心身ともにリラックスし、体験活動や交流活動が行えるような事業を県が実施。(23年度は事業費36億円。利用者47万人(子ども38万人、保護者等9万人)、24年度は事業費11億円、利用者18万人(子ども15万人、保護者等3万人)) ○ 東日本大震災被災地の子どもの心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会として「リフレッシュ・キャンプ」を(独)国立青少年教育振興機構が主催し、青少年教育施設において実施している。(23年7月から25年3月までに全137回実施、延べ12,655人が参加)。 <p><子ども被災者支援法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・被災者支援法に基づく基本方針においては、「一定の基準」に基づき「支援対象地域」を定めることとされているが、この「一定の基準」は専門的・科学的・技術的観点からの検討が必要であることに鑑み、原子力規制委員会等の原子力災害対策本部において、避難指示解除に向けた検討として、「線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化」について、国際的な知見の活用も含め、年内を目途に科学的・技術的見地から検討を行うこととしている。 ○ 平成23年度第3次補正予算において、福島県が実施する「福島県原子力災害復興基金」事業である、放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点整備に必要な経費について補助を行った(平成23年度第3次補正予算113.6億円)。その拠点整備に当たっては、(独)放射線医学総合研究所が専門的知見を用い、技術支援を行っている。 	<p>内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省</p>

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者支援団体等が開催する会合や、被災者支援団体との意見交換等を通じ、被災者等の意見を聞いている。 ○ 一方、自主避難者をはじめとする被災者の支援については、基本方針の策定を待つことなく、既に様々な施策を講じているところであり、本年3月には、それらの施策を取りまとめた「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」を発表した。 	内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省
		課題と今後予定している主な施策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><放射線影響等に係る拠点の整備と連携の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふくしま国際医療科学センターの全体稼働に向け、引き続き関係省庁とともに福島県を支援していく。 <p><子どもが心身ともにリラックスして遊べる環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども元気復活交付金については、施設整備と合わせ、子どもを対象とした運動施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト面の取組が推進されることが課題であり、当該交付金の効果促進事業を活用した取組等がなされるよう進めていく。 ○ 平成25年度も「福島県応急対策基金(404億円)」を活用し、当該事業として15億6千万円を計上。 ○ 平成25年度も引き続き、(独)国立青少年教育振興機構が主催し、国立青少年教育施設において「リフレッシュ・キャンプ」を実施していく。(計68回、約5,500人参加予定)。 <p><子ども被災者支援法の一定の基準の適切なあり方の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害対策本部における検討の進展状況や、被災者等からの意見も踏まえつつ、得られた知見を活用し、「一定の基準」を含め、できるだけ早い基本方針の策定に努めていく。基本方針の策定に当たっては、パブリックコメントの実施など、改めて広く意見を聴取する機会を設けることとする。 ○ 「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」については、より効果的・効率的な施策の推進のためフォローアップを行っていく予定であり、必要な場合には、施策の拡充も検討する。 	
<p>Ⅲ. 原子力災害</p> <p>5. 住民の安心と地域の振興</p> <p>(3) 高速道路の無料化措置</p>	<p>これまで措置期間の延長を繰り返し、現在、平成25年3月31日まで継続するとされているが、住民が安心して帰還できる環境が整うまで、高速道路無料化措置の期間を延長すること。</p>	現在の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故に起因する避難者の移動に要する費用については、既に東京電力により避難者に賠償されてきているところであるが、包括請求方式(先払い)による賠償※が導入されてから未だ十分な期間が経過していないこと等を踏まえ、平成26年3月31日(日)まで本無料措置を継続することとしている。 <p>※昨年10月3日より請求受付開始</p>	国土交通省
		課題と今後予定している主な施策		

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 5. 住民の安心と地域の振興 (4) 賠償と復興支援策の一体的な取組み	<p>被災者の方々に対し迅速・適切な賠償を実現するため、引き続き原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化により和解仲介を促進するとともに、損害賠償請求権の消滅時効に関する不安の解消を図ること。</p> <p>その上で、復興を円滑に進めていくためには、被害者が避難生活を早期に脱し、自立再建することを後押しすることが可能となるよう、今後見込まれる避難指示解除を見据え、早期に帰還する住民の負担に対する賠償上の対応を検討するとともに、賠償と復興支援策が一体となった取組みについて検討していくこと。</p>	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p>＜原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化により和解仲介を強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の体制強化については、5月1日時点で調査官166名、仲介委員209名に増員しており、本年以降、月別の処理件数が申立件数を上回るなど、ADRセンターにおける処理件数は着実に増えている。 <p>＜損害賠償請求権の消滅時効に関する不安の解消＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損害賠償請求権の消滅時効について、東京電力に対し被害者の方々の実情を踏まえた柔軟な対応を行うとともに、損害賠償請求をされていない被害者に対して請求を呼びかけるなどの丁寧な対応を行うよう求めている。 ○ 東京電力は、今年2月4日の総合特別事業計画の一部変更において、被害者による請求のサポートを行うことを明記するとともに、時効に係る「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方」について、同社が送付する請求書類や請求を促すダイレクトメールを被害者が受領している限り、事故から3年経過しても実行にかからない等の具体的な内容を示した。計画変更認定の際には経済産業大臣から、「事故から3年たったから時効で賠償が終わり」などと言うことが無いように、被害者に不安を与えない対応をとるよう指導した。 ○ 和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例を定めた原賠ADR時効中断特例法案を国会に提出し、5月末に成立したところ。 ○ 損害賠償請求権の消滅時効について、東京電力に対し被害者の方々の実情を踏まえた柔軟な対応を行うとともに、損害賠償請求をされていない被害者に対して請求を呼びかけるなどの丁寧な対応を行うよう求めている。 <p>＜早期帰還する住民の負担に対する賠償上の対応を検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期に帰還する住民のための追加的な賠償については、現在、具体的な制度設計に向けて東京電力、関係市町村等と検討を行っている。 <p>＜賠償と復興支援策が一体となった取組の検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興庁、経済産業省等の関係省庁は、復興支援策と東京電力の賠償についての整合性を取るため、緊密な連携を図っているところ。 	復興庁 文部科学省 経済産業省

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化等による和解仲介の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日弁連等の関係機関と協力して、調査官 200 名規模に向けた体制強化や、業務の運用改善等に取り組んでおり、これらの取組を通じて、迅速・公平・適正な賠償を実現していく。 <p><損害賠償請求の消滅時効に関する不安の解消></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損害賠償請求権の消滅時効について、今後、国の要請に対する東京電力の取組と、まだ請求をされていない被害者の方々の実情をよく見極めた上で、関係省庁とも連携し、必要な対応を検討し、被害者の方々の不安の解消に努めていく。 ○ 東京電力が特別事業計画の趣旨を踏まえ、時効の完成をもって賠償請求を断ることのないよう、東京電力を指導し、被害者の方に不安を与えないよう努めていく。 <p><早期帰還する住民の負担に対する賠償上の対応の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可能な限り早期に関係者との検討を終え、具体的な賠償制度について公表（時期未定）を目指していく。 <p><賠償と復興支援策が一体となった取組の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、今後、具体化される復興施策も含め東京電力の賠償と復興施策との整合性を図っていく。 	

項目	与党提言(抄出)		現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 5. 住民の安心と地域の振興 (5) 早期帰還を目指す住民・自治体と一体となった国の取組み	<p>国は、一日も早く故郷を取り戻し、住民の帰還に取り組む県・市町村と長期の避難生活からの帰還を目指す住民と一体となって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 喪失した生活基盤施設の代替・補完の確保など避難解除区域への帰還加速のための取組みの実施 ○ 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制や保全、一時帰宅への支援の実施等に全力で取り組むこと。 <p>あわせて、早期帰還が困難な方々についても長期にわたる避難生活を安定して過ごせるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先・避難元自治体と一体となった長期避難者の生活拠点形成に向けた協議の推進 ○ 住民意向調査結果等を踏まえた長期避難者の生活拠点の整備とコミュニティ維持への支援 ○ 長期避難者の生活拠点の受入に伴い必要となる関連基盤の整備の推進 ○ 避難が長期に及ぶことを踏まえた、働く場所や生きがいの場の確保避難者に対する相談対応の充実等に取り組むこと。 	現在の対応状況	<p>＜直ちに帰還できない区域の荒廃抑制や保全、一時帰宅支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）」において、東京電力福島第一原子力発電所からの復興・再生を加速するため、福島県の被災 12 市町村における避難解除区域の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施している。平成 24 年度においては、2 町（浪江町、富岡町）と合計約 5 千万円の契約を締結。平成 25 年度においては、4 月から 5 月 14 日までに 8 市町村（南相馬市、田村市、楢葉町、川内村、浪江町、富岡町、大熊町、葛尾村）と合計約 21 億 3 千万円の契約を締結。 <p>＜長期避難者の生活拠点の受入に伴い必要となる関連基盤の整備の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、福島県、避難元自治体及び避難者受入自治体で構成する協議の場を、平成 24 年 9 月に設置し、現在、受入自治体ごとに個別の協議を進めている。 ○ 長期避難者向けの災害公営住宅の整備を先行実施。平成 24 年度から福島県が 500 戸の整備に着手。平成 26 年度当初より順次入居可能となる見通し。 ※ 参考：500 戸の内訳（郡山市 160 戸、会津若松市 90 戸、いわき市 250 戸） ○ 復興庁、福島県、各自治体で共同して原発避難者の住民意向調査を実施。平成 24 年度は 8 市町村で 9 調査を実施し、調査結果を公表。 ○ 「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」を創設し、平成 25 年度予算に 503 億円を計上。 ○ 市民農園等の整備に対する補助を行う「農」のある暮らしづくり事業を「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」の基幹事業としており、このほか必要な事業があれば、避難者支援事業等で対応できるようにしている。避難者に対する相談対応なども、必要な事業があれば、避難者支援事業等で対応できるようにしている。 <p>＜避難長期化を踏まえた働く場や生きがいの確保＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの避難者に対する避難先での雇用対策としては、「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出、ハローワークによる求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援を行っている。 ○ 警戒区域及び帰還困難区域については立入規制や入退域管理を実施しているが、当該区域内の住民は、事故発生時に緊急に避難したため、生活に必要な物資を持ち出せなかった者が大半であり、こうした住民の強い要望を踏まえ、市町村が実施する当該区域から避難されている住民を対象として行う一時立入りの支援を実施している。 ○ 平成 23 年 5 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日まで、延べ 102,814 世帯、233,106 人の住民が一時立入りを実施。平成 25 年度からは、立入り頻度の向上（3～4 ヶ月に一度の立入りから概ね月一度の立入り変更）等の改善を実施している。 	内閣府原子力防災者生活支援チーム 復興庁 厚生労働省

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><直ちに帰還できない区域の荒廃抑制や保全、一時帰宅支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）」において、契約を締結していない市町村についても、地域のニーズを丁寧にお伺いしながら、今後速やかに事業化していく。 <p><長期避難者の生活拠点の受入れに伴い必要となる関連基盤の整備の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民意向調査等の成果をもとに、関係者と協議の上、6月中を目途に、災害公営住宅の整備見通しをとりまとめていく。 ○ 長期避難者の生活拠点の整備方針を早急にとりまとめ。方針がまとまった拠点から、順次、「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」を活用して、拠点づくりに着手。 ○ 平成 25 年度においても、住民意向調査を実施予定。現在、自治体と実施スケジュール等を調整中。 <p><避難長期化を踏まえた働く場や生きがいの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地については、平成 24 年度補正予算において、被災者の方々の一時的な雇用の場を確保するため、「震災等緊急雇用対応事業」の積み増し・延長を実施している。 ○ 全国的には引き続きハローワークによるきめ細かな就職支援を行うなど、避難者の就職支援に全力を尽くしていく。 ○ 警戒区域及び帰還困難区域については、引き続き帰還困難区域内から避難されている住民の要望に応え、状況の変化に応じた柔軟な立入りを実施していくため、自治体への支援に取り組む。 	

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅲ. 原子力災害 5. 住民の安心と地域の振興 (6) 風評被害対応	<p>風評被害が収束するまでの長期継続的な検査実施への支援など、農林水産物や食品等の放射線管理体制の構築を進めること。</p> <p>また、消費者意識調査の結果を踏まえたリスクコミュニケーションの強化や消費者理解の増進のための対策、被災地産品のPRや販路開拓等の推進、観光需要回復のための取組みなど、風評被害の低減・解消のための対策を強力に推進すること。</p>	<p style="text-align: center;">現 在 の 対 応 状 況</p> <p><全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を、復興大臣の下 12 府省庁からなるタスクフォースにおいて、本年 4 月に取りまとめ・公表した。 ○ 平成 25 年 4 月に「食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の方針」の取りまとめを行った。 <p><農水産物、食料等の放射線管理体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の検査については、都道府県等で、主として出荷段階に、計画的なモニタリング検査を実施している。 ○ 食品衛生法に基づく検査を担当している地方自治体等に対し、ゲルマニウム半導体検出器やスクリーニング機器の導入費用の補助（平成 25 年 3 月までに全国で計約 250 台の補助を実施）、検査機器を有する国の検査機関や契約検査機関において、検査の実施が困難な自治体からの検査の受入（平成 25 年 3 月までに全国で約 2 万件の受入を実施）などの支援を行っている。 ○ 国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドでの食品の放射性物質を検査する体制を整備（278 自治体に 392 台を配備）。 ○ 被災地で生産される農産物（水稻、大豆、そば等）の信頼回復のため、放射性セシウムの土壌からの吸収を抑制する栽培管理体制を現地で構築。 <p><消費者意識調査を踏まえたリスク強化や消費者理解増進対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品中の放射性物質に係る意見交換会を、関係省庁及び地方公共団体との共催で実施した【平成 24 年度実績：27 回】。また、平成 24 年 9 月から 11 月にかけて 3 回シリーズでポスター及びリーフレットを作成し、全国の小売店等に配布した。 ○ 食品中の放射性物質による健康影響についての意見交換会等に講師派遣を行った。 ○ 消費者の理解向上を通じた消費拡大を図るため、特用林産物の安全性の普及活動等を実施。 	復興庁 消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p data-bbox="1596 184 2071 216">＜被災地産品のPRや販路開拓等推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1596 226 2614 352">○ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産食品の販売フェアや社内・各府省庁の食堂での積極的利用・消費の取組を推進し、その取組件数 553 件。うち、福島県産品を取り扱った取組件数は 297 件。（本年 4 月末時点） <li data-bbox="1596 363 2614 489">○ 被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物等の消費の拡大を促すため、被災地の復興を応援する取組に加え、消費者の当該農林水産物等に対する信頼を確保するためのPR活動について官民の連携による取組を推進する。 <li data-bbox="1596 499 2614 573">○ 福島県産農産物等については、25 年度産より、産地と連携し出荷時期に合わせて戦略的にPRを行う取組を、福島県と連携して実施。 <li data-bbox="1596 583 2614 709">○ 工業品等における被災地産品の販路開拓については、被災地域の持続的な復興・振興や地域経済の活性化を図るため、「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」を実施してきたところ。 <li data-bbox="1596 720 2614 846">○ 伝統的工芸品に関しては、平 24 年度以降、被災地の伝統的工芸品のPRや販路開拓等を目的とした「伝統的工芸品産業復興対策支援補助金」を実施しており、平成 24 年度においては 18 件（1.8 億円）採択し支援を行ってきたところ。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の影響による国の出荷制限が指示されていること等により、農林水産物の価格低迷や買い控え等が発生し、消費が減退傾向となっていることが課題。 ○ 被災地産食品については、原発事故に伴う風評被害により、福島県産をはじめとして震災前に比べて取引量の減少、取引価格の低下を招いている。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」に基づき、関係省庁の連携により長期継続的に検査等の取組を継続していく予定。 <p><農水産物、食料等の放射線管理体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、被災地で生産される農産物（水稻、大豆、そば等）の信頼回復のため、放射性セシウムの土壌からの吸収を抑制する取組を支援。 ○ 引き続き、関係省庁の連携により、必要な検査体制の整備の支援にきめ細かく対応していくとともに、様々な立場の方々に、基準値の安全性について理解して頂けるよう、丁寧な説明に努めていく必要がある。 <p><消費者意識調査を踏まえたリスク強化や消費者理解増進対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25 年度予算において、地方消費者行政活性化基金の仕組みを活用し、風評被害の防止等の先駆的なテーマを国から提案して、地方自治体と連携して事業を実施する。 ○ 講師派遣を行うことで、食品中の放射性物質による健康影響について正しい情報提供を行っていく。 ○ 25 年度も、関係省庁の共催により、放射性物質対策に関する説明会を全国で 8 か所程度開催することを予定している。 ○ 安全な特用林産物を供給するため、原木きのこ栽培管理に関するガイドラインの普及を図るとともに、引き続き、消費者の理解向上を通じた消費拡大対策を実施する。 <p><被災地産品のPRや販路開拓等推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、被災地域での復興を意欲的に取組んでいる農家等についてTVや新聞、雑誌等で効果的に情報発信するとともに、引き続き、官民の連携により「食べて応援しよう！」の応援フェアやイベントの取組の拡大を推進していく。 ○ 福島県と連携を密にしつつ、テレビCM（TOKIOによる野菜編（春、夏）、モモ編（夏）、米編（秋、冬）等）、メディア、バイヤー向けの産地ツアーの実施（各年4回、キュウリ、モモ、米 等）、全国へのキャラバン隊の派遣（年9回、首都圏、大阪、沖縄、札幌）、県内市町村や民間団体等が行うPR事業への支援等について戦略的かつ効果的に実施していく。 ○ 「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」については、平成 25 年度予算において 2 億円を措置することとしており、原子力災害被災地域及び津波浸水被害を受けた特定被災地域の企業の販路開拓を目的に実施するビジネスマッチングや商品開発を支援する。 ○ 伝統的工芸品産業復興対策支援補助金についても平成 25 年度予算において 2 億円を措置し、今年度も引き続き、同補助金のPR及び適正な執行に努めていく。 	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
<p>IV. 復興交付金の運用柔軟化等 1. 復興交付金の運用柔軟化</p>	<p>○ 被災地からの要望、意見等を真摯に受け止め、住宅の再建、生業の再生への対応に加え、今後のまちづくりの方向性を踏まえた各般の事業、例えば、復興の拠点となるエリアにおいて必要となる公益施設の整備、集団移転の跡地等を活用した防災緑地等の整備、地域のにぎわいを取り戻すための観光交流施設の再生等へも復興交付金の配分を行うなど、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を行うこと。</p> <p>○ 効果促進事業については、専ら個人・法人の資産を形成するための事業等を除き、基幹事業との関連がある限り、幅広い用途への対応を徹底するとともに、一括配分の使い勝手が良くなるよう見直しを行うこと。</p> <p>○ 復興庁および復興局の職員は、地域の実情に合った復興を進めるため、被災自治体の職員に寄り添って、その地域の復興計画を具体化するとともに、現場主義の観点に立ってきめ細かく被災自治体の要望を吸い上げ、きめ細かく丁寧な相談、助言を行うこと。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p><今後のまちづくりの方向性を踏まえた各種事業への配分等><効果促進事業の見直し></p> <p>○ 復興交付金は、これまでに、事業費 1 兆 9,369 億円、国費 1 兆 5,703 億円を配分。</p> <p>○ 復興交付金は、元々極めて柔軟な制度であるが、被災地の要望を全て点検し、第 5 回の交付可能額通知(3月8日)に合わせ、復興地域づくりに必要な事業にはきちんと対応できるよう、下記のとおり更なる運用の柔軟化を実施した。</p> <p>→復興のステージの高まりに伴って生じた課題・ニーズに対応するため、基幹事業の採択対象範囲と効果促進事業の対象範囲を拡大。</p> <p>(基幹事業の対象範囲拡大の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波復興拠点における公益施設、防災拠点施設等の整備 ・防災集団移転促進事業の跡地としての津波防災緑地、公園の整備 ・キャンプ場復旧等観光・交流施設の整備 <p>(効果促進事業の対象範囲拡大の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の再生調査等観光・にぎわいの再生に向けた事業 <p>○ 効果促進事業のうち、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡しする一括配分について、一括配分により実施可能な事業を限定列挙したポジティブリストを廃止するなど、使い勝手を向上した。</p> <p><被災自治体の要望吸い上げ・きめ細かく丁寧な対応></p> <p>○ 復興交付金事業計画の策定支援等、復興庁・復興局の職員が直接被災地に出向き、きめ細かく丁寧な助言・相談を実施した。</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><復興交付金の運用柔軟化></p> <p>○ 復興交付金の運用柔軟化について、被災地における復興まちづくりの進捗にあわせ必要となる事業ニーズに適切に対応できているかどうかなどについて検証を継続する。</p>	<p>復興庁</p>
<p>IV. 復興交付金の運用柔軟化等 2. 復興関連制度の活用促進</p>	<p>被災地が実現を目指す復興の達成に向けた総合的な支援が実現できるよう、復興庁は、被災自治体と一体となって、復興交付金以外の復興関連制度・予算を含めた総合的な支援の検討・実施を行うこと。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p><被災自治体と一体となった復興の達成のための総合的な支援の検討・実施></p> <p>○ 被災地の復興に当たっては、復興交付金以外にも、災害復旧事業、社会資本整備統合交付金、福島復興のために創設した 3 事業(地域の希望復活応援事業、コミュニティ復活交付金、子ども元気復活交付金)等を適切かつ効果的に活用することとしている。また、これら以外にも特区制度を活用し、税・金融上の特例、規制・手続の特例措置を講じている(税制特例適用 1,430 事業者、復興整備計画 469 地区等)。</p> <p>○ 地域主体の復興を支援するため、本庁参事官を復興局併任として市町村担当制を確立するとともに、自治体ごとに国・県・市町村・URの専門スタッフを構成員とする復興連携チームを編成し、復興事業のスピードアップを図ってきた。</p>	<p>復興庁</p>

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課 題 と 今 後 予 定 し て い る 主 な 施 策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><被災地の声に耳を傾ける現場主義に基づいた活動></p> <p>○ 復興基本法に沿って、総合的な施策を引き続き推進するとともに、被災地からの予算、特区制度の活用等の要望を聴取するなど被災地の声に耳を傾けながら、復興を加速するため、市町村担当制や復興連携チームを活用して被災地を総合的に支援する。</p>	
<p>IV. 復興交付金の運用柔軟化等</p> <p>3. 復興調整費の活用</p>	<p>前年度と比して制度改善される「東日本大震災復興推進調整費」について、復興の加速化を図るため、積極的な活用を行うこと。</p>	現 在 の 対 応 状 況	<p><復興調整費の制度拡充></p> <p>○ 平成 25 年度より以下の通り制度を拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の柔軟化を図るため、「モデル性・新規性」の事業要件を撤廃した。 ・既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」であって、復興大臣が特に必要と認めるソフト事業等に幅広く対応する。 ・復興庁の機能を強化するため、県のソフト事業に加え、調査・企画の委託等ソフト事業を中心に国の直轄事業を実施することも可能とする。 ・関係府省への予算の移し替えに加え、復興大臣自らの実施も可能とする。 <p><復興調整費の活用実績></p> <p>○ 今年度においても、引き続き、復興推進調整費の活用に努めており、平成 25 年 5 月 30 日時点で、復興庁直轄事業として、6 事業 666,834 千円の執行を復興庁において決定した。</p>	復興庁
		課 題 と 今 後 予 定 し て い る 主 な 施 策	<p>【今後予定している主な施策】</p> <p><復興調整費の積極的な活用></p> <p>○ 引き続き必要な事業について対応する予定である。</p>	

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
<p>V. 現場主義の徹底と国民対話・英知の結集</p> <p>1. 司令塔機能の発揮と現場主義の徹底</p>	<p>復興庁は、勸告権を有する復興大臣のリーダーシップにより、その司令塔機能を十全に発揮するとともに、被災地が抱える幅広い課題についての被災自治体の要望のきめ細やかな吸い上げ、各種制度等に関する説明やその活用のための丁寧な相談など、現場主義に徹した対応を行うこと。</p> <p>特に、復興庁において、いわゆる「福島・東京2本社制」(福島復興再生総局・福島復興再生総括本部の設置等)がとられることとなったところであるが、福島の復興再生に向けて、その実効を発揮すること。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜市町村担当制等の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興加速への取組の一つとして、市町村担当制等を整備し、被災地方公共団体と一体となった復興への取組を強化している。 <p>＜福島・東京2本社体制の実効発揮＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島復興再生総局には復興庁の事務方トップが常駐し、現地の3つの組織を一体運用しており、例えば「地域の希望復活応援事業」の実施など現場で可能な判断は現場で即決している。 ○ 福島では解決しきれない制度の設計・改正等が必要な課題の調整等は、東京の福島復興再生総括本部で行い、総局をバックアップしている。 <p>＜被災自治体との連携強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村担当制の積極的活動を通じて、被災自治体との連携を強化し、現場の要望にワンストップで応えながら、被災地の復興に全力で取り組む。 	復興庁
<p>V. 現場主義の徹底と国民対話・英知の結集</p> <p>2. 国民理解の確保等</p>	<p>住まいの再建に関する目標の提示のみならず、その他の事業についても、具体的な工程や目標の明示を通じて、事業状況や取組みへの理解を図るとともに、各事業主体の責任ある取組みを確保すること。</p> <p>また、被災者をはじめ国民各位の復興への理解・協力を得ていくために不可欠な前提として、メディア等の協力も得ながら、復興の全体像について、的確に、かつ分かりやすく丁寧なコミュニケーションを進めること。</p> <p>特に、福島の復興再生については、前述したとおり、除染・中間貯蔵施設、区域見直し、賠償、復興等が絡み合うことから、その復興に向けた全体的なプランを示すこと。</p>	<p>現在の対応状況</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜住宅再建等以外の分野での工程・目標の明示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25年5月28日、公共インフラなどの復興施策について、25年度予算等の内容を踏まえ、24年度の取り組み成果及び25年度の成果目標等を記載した事業計画及び工程表を公表した。事業計画及び工程表の福島県(旧警戒区域等)分については、現在作業中であり、今後公表予定である。 <p>＜復興の全体像に関する分かりやすく丁寧なコミュニケーション＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 週2回の定例記者会見や被災地訪問時の会見に加え、定期的に報道各社の論説委員及び復興庁担当記者を招いて、復興の現状や復興施策についてのブリーフや意見交換を実施している。 ○ 復興庁ホームページに、復旧・復興の進捗状況の「見える化のワンストップ」を目的に「ここで見える・復旧・復興情報ページ」を開設。25年3月29日の開設日は住宅・公共インフラ関連の情報を掲載。5月28日には医療・福祉、教育、産業・生業等の進捗状況に関する情報を追加し、掲載内容を拡充した。 <p>＜福島復興に向けた全体的なプランの提示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25年3月7日、福島復興再生総括本部において、「早期帰還・定住プラン」をとりまとめた。 <p>【今後予定している主な施策】</p> <p>＜状況の変化に対応した公共インフラ等の復興事業計画及び工程表の見直し＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共インフラなどの復興施策について、今後とも適宜、状況の変化に対応して事業計画及び工程表の見直しを行い、取りまとめの上、公表する予定である。 <p>＜被災地の状況に関する積極的な広報活動の展開＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記者会見やブリーフィング等を通じたメディアとの積極的なコミュニケーション、「ここで見える・復旧・復興情報ページ」など復興庁ホームページの充実を通じて、被災地の状況を積極的に広報する。 	復興庁

項目	与党提言(抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
<p>V. 現場主義の徹底と国民対話・英知の結集</p> <p>3. 復興に向けた英知の結集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の希望に向け、単なる生活再建にとどまらない、新しい東北を創り上げていくことが必要であり、有識者の知見も収集しつつ「新しい東北」の創造に向けた検討を進めること。 ○ 原子力災害対応(廃炉、除染)については、これまで誰も経験したことのない様々な技術課題の克服が必要であり、前述のとおり、国内外の英知を結集して共同研究開発に取り組む体制を国が主導して構築していくこと。 ○ まちづくり等に関する復興事業の推進に関しても、マンパワーや資材の確保といった課題を解決しながら膨大な事業量进行处理していくため、CM方式の活用等を通じて、プロジェクトマネジメント等について民間事業者が有する知恵やノウハウを最大限に活用していくこと。 	<p style="text-align: center;">現在の対応状況</p> <p><「新しい東北」の創造に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興推進委員会のメンバーを一新し、「新しい東北」の創造について調査審議を開始した。地域の将来像について、「持続可能なエネルギー社会」「頑健で高い回復力を持った社会基盤(システム)の導入で先進する社会」「高い発信力を持った地域資源(農林水産資源、観光資源等)を活用する社会」など5つの柱を中心に検討している。 <p><原子力災害対応の共同研究体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉に向けた研究開発について、国内外の叡智を結集して研究開発を行い、得られた知財権の共有や国内外に対する情報発信等を強化する必要があることから、官民が協力して設立を目指す研究開発運営組織の設立に向けた準備を加速することについて、東京電力等より報告があった ○ 「中長期ロードマップ」に基づく廃炉にむけた取組に関して評価するための国際原子力機関(IAEA)による調査団を4月15日-22日に受け入れた。5月23日に報告書が公表され、使用済燃料の取り出しに迅速に取り組んでいること等の評価、および最近の事故・トラブルも踏まえ、報告・コミュニケーションを改善すると共に、安全上重要なシステムの信頼性を向上させること等の助言を受けた。 ○ ①短期、②中期、③長期の段階に応じ、段階ごとの行政ニーズに応じた研究開発等を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ①除染技術実証事業 <ul style="list-style-type: none"> ・既に実用化レベルにある除染技術等を対象とし、当該技術の現場での有効性の検証を行うもの。 ②環境研究総合推進費(復興枠) <ul style="list-style-type: none"> ・数年以内に実用化が期待される技術等を対象とし、実用化に向けた研究開発を行うもの。 ・平成25年度は、平成24年度に開始した継続課題22件、平成25年度に開始する新規課題1件、計23件の研究開発を実施する。 ③放射性物質の実態把握・動態解明等の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・より長期間にわたる放射性物質の実態把握・動態予測等を行うことにより、中長期にわたる環境政策の立案・推進に不可欠な知見を集積するために実施するもの。 ○ 福島復興再生基本方針(平成24年7月閣議決定)で、国は除染技術の開発や技術的助言を行うとともに、放射性物質の環境中での動態等の解明し、将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、福島県が設置する福島県環境創造センター(仮称)の運営等をサポートすることとしており、福島県に対し同センターの施設整備費等として24年度補正予算で11,337百万円を交付した。 <p><復興事業への民間事業者のノウハウの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討を支援している。 	<p>復興庁 国土交通省 経済産業省</p>

項 目	与 党 提 言 (抄出)	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
		<p style="text-align: center;">課題と今後予定している主な施策</p> <p>【課題】</p> <p><復興事業への民間事業者のノウハウの活用></p> <p>○ 被災地の地方公共団体等は小規模な団体が多く、今後復興事業を進めるにあたり事務負担の増大も見込まれるため、復興にあたっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用等の民間の力が最大限に発揮されることが課題である。</p> <p>【今後予定している主な施策】</p> <p><「新しい東北」の創造に向けた検討と具体化></p> <p>○ 6月上旬を目途に復興推進委員会において中間報告を取りまとめ、その後、経済財政諮問会議、産業競争力会議等と連携して、掲げた施策について、「骨太の方針」等へ反映していく予定である。緊急に対応すべき事項等については、東日本大震災復興推進調整費等を活用し、年度内に具体化を進める。</p> <p><原子力災害対応の共同研究体制の構築></p> <p>○ 研究開発予算の円滑かつ迅速な執行や研究開発運営組織設立に向けた情報提供等支援を着実にを行う。</p> <p><IAEA調査団による評価結果を踏まえた「中長期ロードマップ」の改訂></p> <p>○ 「中長期ロードマップ」に基づく廃炉にむけた取組に関して評価するためのIAEA調査団による評価結果を踏まえ、6月中を目途に行う「中長期ロードマップ」の改訂に反映する予定である。</p> <p><行政ニーズに対応した原子力災害対応に関する研究開発等の実施について></p> <p>○ ①除染技術実証事業、②環境研究総合推進費（復興枠）、③放射性物質の実態把握・動態解明等の研究について、25年度も継続して研究を実施する。このうち、②については、25年度実施中の23件のうち、19件は25年度で終了、残る4件は26年度には終了し順次活用を図る。</p> <p><福島県環境創造センター（仮称）への支援></p> <p>○ 引き続き福島県環境創造センターの運営等をサポートする。</p> <p><復興事業への民間事業者のノウハウの活用></p> <p>○ 震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等を支援することにより、震災復興における官民連携手法の活用を促進する。</p>	

以 上